

令和8年6月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和8年6月10日（水）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番 吉川 裕三	2 番 川村 太志	3 番 永野 栄一
4 番 松繁 美和	5 番 白石 伸一	7 番 中山 百合
8 番 大石 教政	9 番 澤田 康雄	10 番 岩本 誠生

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 小笠原 知子 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
参 事 大石 博史	総務課長 田岡 学	住民生活課長 松葉 早苗
政策企画課長 澤田 直弘	まちづくり推進課長 田岡 明	建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 沢田 真紀	病院事務長 佐古田 敦子	

8. 議事日程

日程第 1. 一般質問

5 番 白石 伸一 議員

- ・大原文学館について
- ・総合教育会議の設置について
- ・「本山町小規模企業振興基本条例」について
- ・町が行う入札、プロポーザルの募集等について
- ・旧四季菜館について
- ・地域振興券について

8 番 大石 教政 議員

- ・町政課題について
- ・観光について

3 番 永野 栄一 議員

- ・行政報告について
- ・過去の検討課題等について
- ・観光資源の有効活用について

10 番 岩本 誠生 議員

- ・町長の政治姿勢と行政運営について
- ・商工・観光施策の拡充強化について
- ・高齢者福祉対策について
- ・防災・減災施策について

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生さん）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

提出のありました通告について、あらかじめ議長のほうで決めました順番で発言を許します。発言順番は、お手元に配付いたしました発言一覧表のとおりであります。

それでは、5番、白石伸一さんの一般質問を許します。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）おはようございます。

5番、白石伸一、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

6月早々台風が来たり、5月の末から30度を超えるような異常気象が続いております。この異常と感じるのは私たち昭和生まれの者だけかと思いますが、やはりこの異常であるということを感じていかなければ、そして伝えていかなければ、子どもたちの安全とか、そういったものは守れないんじゃないかなということを常々思っております。この異常気

象をもたらしたものが原因が何であるかということ、やはりきちっと考えながら、今後の生活等をやっていかねばならないんじゃないかというふうに思っております。

では、一般質問の内容のほうに入っていきます。

1 番目、大原文学館について。3 月定例会において同僚議員の質問に対し、町長からは「大原文学館は文化財ではないが重要な歴史的建造物であると評価いただいております、活用しながら残していきたいと考えている。耐震補強が可能かどうかの具体的に診断を受けたことがないので、可能であれば、どういう耐震補強ができるか専門家に相談していきたい。」教育長からは、「教育施設運営等検討委員会から令和 8 年 3 月末までに答申がある」との答弁が行われたが、大原文学館の耐震診断は、町長の答弁では、したことがないというふうに言われていましたが、耐震診断自体は実際に受けていないのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）おはようございます。5 番、白石議員の一般質問にお答えします。

耐震診断を受けてないのかということで、私も認識不足のところもありましたけれども、平成 23 年度に大原富枝文学館施設調査委託業務ということで、施設の調査をしております。それが耐震診断という形になるのかというところはございますけれども、一般的にこの施設が耐震性がないということの評価は、その時点で受けておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）多くの議員がこの大原富枝文学館については耐震基準がないという認識の下でいろいろ話を、執行部にいろいろ問合せとか質問等をさせていただいておるのではないかと思います。

今回、大原富枝文学館に対して、答申が行われました。教育施設運営等検討委員会、この委員会は令和 3 年 9 月 2 日に発足し、令和 6 年 2 月 27 日付で本山町教育施設運営等検討委員会報告書を教育長宛てに提出したとありますが、本委員会は町長が委託したものか、教育長が委託したものか、また、教育長に提出された報告書の内容はどのようなものであったかということをお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

（「休憩をお願いします」「確認したいと思います」の声あり）それでは、一旦休憩します。

休憩 9 : 0 5

再開 9 : 0 6

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答申についてでございますが、委員会から令和 8 年 3 月 27 日

で提出がございました。内容といたしましては、施設の整備、活用に向けた具体的な考え方としまして3点示されております。

1 としまして、大原富枝文学館、さくら図書室、出土品民具等を展示、収蔵を含む施設を集約した複合施設の整備。

2. 複合施設整備場所は、現本山町中央公民館敷地及び旧本山町役場跡地とすること。

3. 現大原富枝文学館の建物は歴史的建造物として保存すること。

また、施設整備または改装等に要する費用を考慮するとともに、ユニバーサルデザインの導入が必要であること。大原富枝文学館は昭和の建築物として保存することで、町のシンボルの一つとして活用すべきとの内容で答申をいただいたところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）この委員会というのは、町長のほうの委託だったのでしょうか。教育長の委託だったのでしょうか。この答申の文章の中には、令和3年9月2日に発足するというふうな形の内容が書かれています。これは、今の現執行部の以前ですから、前町長で、副町長が教育長のときに発足したというふうなことが書かれています。これは町長の委託として委員会を設置されたのでしょうか、それとも教育長の所管として委託されたものなのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

議員おっしゃられました令和3年における委嘱につきましては、令和6年に答申が出されて、その後、令和6年度になりますが、令和7年1月から本山町教育施設運営等検討委員会として再度設置をしまして、協議を進めました。そのときに、教育委員会のほうから委員のほうに委嘱をしまして、協議をいただいたというところです。

ですから、一旦委員会の答申は出て、その後、再度委嘱を令和7年1月にした委員会の答申書でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）答申書の中には、令和6年2月27日付で、本山町教育施設運営等検討委員会報告書という形で、教育長に意見書を提出したというような形のことが書かれています。このことから読み取ると、この委員会は教育長のほうの委託で委員会を設置したというふうに考えられます。これで間違いないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）今回答申書の中に、経緯としまして最初に発足した委員会の報告書として令和6年2月27日付で提出をしたということで、まとめさせていただいております。そして、その後、令和7年1月に発足した委員会以降の令和7年1月に、こういった内容で検討いただきたいという話をしたという経緯を書いておりますが、令和3年の

委嘱につきましては、一度、令和6年2月27日に報告書が出た後、令和7年1月に委員会として再度、本山町教育委員会のほうから委嘱をして、委員会を開催して、今回令和8年3月27日で答申書をいただいたところです。

ちょっと年代をいくつも書いておりますので、分かりにくいところがありましたら申し訳ございませんが、そういった1回目と2回目の委員会ということでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（岩本誠生さん）ちょっと分かりにくいんだけど、結局、委嘱は教育長名で、検討委員会の委員を委嘱したと。そして、答申は教育長宛てにあったということで、町としての諮問機関とかそういう内容でなくて、教育委員会の内部的なものとして委嘱したという意味ですか。そこら辺、検討委員会の位置づけがちょっと分かりにくいという部分がありますので、そこら辺を補足説明をお願いします。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）今回の委嘱に当たりましては、設置期間が限定的であるということ、そして教育委員会が所管をしている施設ということもございまして、要綱により検討委員会という形で委嘱をさせていただきました。教育委員会が委嘱をさせていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）以前から同僚議員からもいろいろ意見が言われている中で、この委員会というものの存在というものが、非常に分かりにくい状態になっていると。委員の名前が全然分からないとか、どういう形で委員会が成っているかというのが、今の説明でも非常に分かりにくい状態になっています。今後、委員会とかそういったものを委嘱する場合には、こういった形で委嘱しましたとか、委嘱状でこの方を指名しましたというような形のことを、やはり公表すべきだと思います。

そうでなければ、例えば今回のこの答申についても、委員長が答申していますけれども、委員長はこの令和3年当時から多分委員長を続けられていると思います。ここについて、人を替えているということもあるかも分かりませんけれども、委員会については、やはり明確な位置づけ、それから委員の名前等については公にしても問題ないんじゃないかなと思うんですが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）それぞれ議会のときに、本年令和7年1月に設置をして協議を始めたという内容でも報告をさせていただいておりますが、議員おっしゃられましたように、設置した委員会等、そういったものにつきましては、なるべくこういった形で設置をしたということで、分かりやすく説明を今後も努めていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）よろしくをお願いします。

これは教育委員会だけでなく、ほかの課において、いろいろな検討をされる場合にも、

やはりこういったふうな公表についてはしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから次、この令和6年2月27日付で報告書が出されていますが、そこから次にその委員会に対して、教育長が令和7年7月24日に教育長から整備、活用に向けた具体的な施設整備の考え方について検討いただきたいとの諮問があったとされていますが、報告書の提出から1年5か月の期間が経過していますが、この間どのようなになっていたのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）最初の報告書提出から1年5か月の経過についてでございますが、この検討につきましては、それぞれ議会のときにも、設置の時期でありますとか、いろいろ報告もさせていただいたところがございます。報告書が提出されまして、令和6年度から具体的に施設整備、施設機能の拡充に向けた協議をしていくこととしておりましたが、令和6年度の途中で、委員会の設置につきましては、ほかの事業との調整もあり、準備が遅れているというようなことも議会のときに説明をさせていただいておりました。

令和6年度の遅くなりましたが、令和7年1月に、本山町教育施設運営等検討委員会を設置して、協議を始めました。また、令和7年度の予算化に向けまして、そのときに答申をいただいている内容で、特に資料の保管に向けて収蔵施設の確保に向けた検討、施設の改修に向けた事業積算など答申がいただけましたので、できる予算確保があればということで、そういった検討もしておりました。

しかし、内部でも協議をしながら、基本的な施設整備の方針が決まっていなかった段階で施設の整備を行うのではなく、委員会での協議など一定の方針が決まってからの予算化が妥当ではないかということで、その令和7年度の当初に向けては予算化についてはできなかったという経緯もございます。

令和7年度に入りまして、方針の策定に向けて作業をしていこうと内部でも協議を行い、そういった調整もしておりましたので、第2回目の会議は7月24日の開催となりましたが、それ以降、会議で具体的な内容についてお話をそこからさせていただいたところです。

1年5か月ということで、若干時間がかかっていますが、先ほど言いました内容につきまして、議会の折に質問されたときに、そういった答弁をしながらお断りも申し上げ進めてきたところです。ただ、内部の調整等そういったものもございましたので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）教育長のほうから、令和6年2月27日付の報告書の内容というものを、具体的にお話しただけのものかというふうに思っていたんですが、その内容自体、ちょっとぼやとした形で言われたので、これについては日にちもたっていますので、それに、この報告書についての内容等についての資料請求もしていませんので、ここについては今後いろいろお話をさせていただく中で質問していきたいと思います。

今回あった答申の内容は、3月定例議会での町長の発言とは一部で相違があるが、当然、町長の発言どおり進行すると解釈しているが、教育長として、この答申についてどのように対応するつもりでおりますか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）答申内容が3月定例会で町長の発言と一部相違があるがということとございまして、議長、反問権を使わせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

この一部相違があるということについての中身、多分このことだろうと分かりますけれども、一応、一部相違があるというところを明らかにしていただけたら答弁しやすいので、よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）反問権が行使されましたので、それについて、質問者、説明をお願いします。

○5番（白石伸一さん）3月の定例議会で、町長は大原富枝文学館は文化財ではないが重要な歴史的建造物であると評価いただいております、活用しながら残していきたいと考えているというふうな形の答弁がありました。複合施設、例えば図書室とそれから資料室と大原富枝文学館を合わせたような複合施設は、財源的なものを考えても非常に難しいという答弁をされたと思います。

今回の答申については、複合施設の建設を考えていただきたいというような内容の答申がされています。その差異、そこについてどのようにお考えかということです。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）ありがとうございます。

私もこの答申、大原富枝文学館、さくら図書室、出土品民具等を展示、収蔵を含む施設を集約した複合施設の整備ということで、この部分だろうというふうに思っておりますけれども、一応、論議の整理のために、すみません、お伺いをさせていただいたところでございます。

私は答申書は非常に重要ですので、これを尊重しなければならないというふうに考えておりますけれども、ただ、大原富枝文学館は旧簡易裁判所ということで、本山町に残されておる歴史的な建物としては、余りほかにはないんじゃないかなという中で、私はこれを残したいと。残すのであれば、中は使わずに建物だけ残すというのはいかがなものかなということがありまして、昨日の一般質問でもありましたけれども、その修繕方法を、修繕することができるのかどうかも含めて、できるのであればどういう方法なのかということは今後調査した上で、できれば私は使いながら残したいというふうに考えておりまして、答申書と一部ずれが、ずれというか私との思いと少しそういう意味では施設の考え方ということではずれておりますけれども、私はできればそういうふうに残して、使いながら残していきたいというふうに。

ただ、本当にこれは全然使うのは無理だよという、修繕の方法もないよと、今でしたらこれぐらい建築技術が進むと方法はないとは思いませんけれども、多額の費用が要るとい

うことになる、これはなかなか難しいんじゃないかというふうに思いますけれども、大原先生からお預かりした基金の活用の問題、それから大原先生は非常に、昨日もお話しましたけれども、旧簡易裁判所、あの建物を気に入られておりましたし、親族の方、遺族、ご親族の関係者の皆さんも、そんな大々的な施設整備でなくても、そういうコンパクトな施設で大原文学を継承していつてもらいたいという思いがございましたので、そういう形で何とかあの施設を使いながら残していけないかなというふうに考えているところでございます。

これは絶対無理というふうに判断されれば、それはちょっとまた考えなくてはならないですけれども、やはり一定の修繕をすることによって活用できるという判断ができれば、そういうふうにしていきたいなというふうに思っております。

一方で、図書室の問題、図書館という扱いもあるかと思いますが、それから出土品とか民具、民俗資料の問題とか、この複合施設は将来的にはそういう整備が必要だろうと私は思っておりますが、今財政状況が非常に厳しい中で、直近でその複合施設をやるということは、なかなか難しいことがあるので、財政計画、財政見通しを立てた上で、そういう施設を整備する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それは、この大原富枝文学館をどうするのかということを、これは余り時間を置かずに判断しなくてはなりませんけれども、どうしてもこの施設を残しながら活用が厳しいということが示されたときには、それも含めて複合施設というこの答申に沿ったことを検討しなければならないこともあろうかと思いますが、非常に多額の経費を要すると、3月議会のときにも答弁しましたが、そういう意味では、非常にすぐに整備にかかるということは難しいだろうというふうに考えておりますので、その中で、この大原富枝文学館をそれまでそのままにするのかという問題もありますので、そういう判断は少し早くしないとけないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）私もこの本山に来たときに、大原富枝文学館を見て、非常に感動しました。こんな建物が残っているんだと。それから副町長から大原富枝文学館の前に赤いポストをつけさせてほしいと、赤いポストは郵便のポストとしては利用しないけれども、赤いポストを大原富枝文学館の前に設置させてほしいと言われたときに、私担当していましたので、支社のほうにもオーケーを取って設置させていただきました。

本当に赤いポストというのは、私自身非常に思い入れもありますし、あの白い建物の前に赤いポストがあるということ、これ自体が一つの本山にとっての印象的な存在になっているんじゃないかなと自画自賛しております。

そういった建物ですから本当に大切にしてほしい、それから耐震診断、耐震補強、そういったものをするのであれば、今、町長も言われましたけれども、早急にやっていただきたいと。

そして、3月議会のときに町長のほうから、できるだけあの建物を残したいというふうな形のことを、一般質問の中から聞かれた方が、できるよと、ただし、お金は結構かかりますというふうなお話も私聞きました。名前は出せませんが、そういうふうなことを早速調べていただいた方もいらっしゃると思います。

そういったこともあるので、早急に耐震補強とか、そういったものについての予定を、スケジュールを立てて対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、2番のほうに進みたいと思います。

総合教育会議の設置についてということで、令和7年6月議会で質問させていただきましたが、総合教育会議の設置の意義について、再度問います。

令和7年度の総合教育会議はいつ開催されたのですかということで、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）5番、白石議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

総合教育会議の開催日でございますが、令和8年3月18日水曜日、本山町プラチナセンターで開催をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）今、教育長のほうに答弁していただいたんですけれども、この総合教育会議というのは、町長が招集して対応するものですよね。ですから、町長の名前で公示されてやるべきものであって、教育委員会のほうがこれを主催するとか、いついつやりますよというような公示はできないようになっていると思うんですけれども、そこについて、町長、どのようにお考えですか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

白石議員がご指摘のとおりでございます。総合教育会議は、町長と教育委員会が教育について意思疎通を図ると、生涯学習の観点から本町の現状と課題、今後の目指す姿等を共有しながら、同じ方向性の下に連携してより効果的な教育行政を推進していくためということで、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございますけれども、その第1条の4の規定によりまして、本山町総合教育会議設置要綱に基づきまして、平成27年4月1日から本山町総合教育会議を設置して、原則として年に一度、開催しております。

先ほど教育長のほうからも話がありましたとおり、令和7年度は令和8年3月18日に開催をしているところでございます。

なお、教育会議の招集、先ほど議員が言われましたとおり、町長名で招集をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）この総合教育会議というのは、例えば予算とかそういったものについても話し合うものというふうに認識しておりますが、3月18日という段階で開催、その前の年もたしか3月の月末近いところに、町長の日記の中には開催したという内容が書かれていましたけれども、この総合教育会議の中で検討する内容というのは、例えば予算編成で教育委員が考えられる予算とか、こういったものを要望しますというふうな形のものを検討すべきではないかというふうに私は考えております。ですから、予算の編成の前に要望を聞くというふうな形のものにしていかなないと、予算が決定して議会のほうで審議されて可決したとなった後で、予算のそういうふうな要望、総合会議が開かれるということについては、時期がちょっと後ろにずれ過ぎではないかと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

本山町総合教育会議設置要綱というのがございますけれども、根拠法令は先ほど申し上げたとおりでございます。教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対して協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるかということになっております。

予算につきましては、一応、査定というのもありますし、教育委員会と意見交換をしながら予算編成を行っておりますので、そういう意味での教育委員会との意思疎通がそこでは図られておるといのはございます。

一応、教育会議につきましては、内容につきましては、学校教育の状況、学力テストの問題とか、それから体力の問題とか、教育大綱の中身のこととか、学級編成がどうなっているのかとか、そういったことについて、今の現状について教育委員会と首長で意見交換をし、情報共有をして、今後の教育にどうなのかということについて、課題も含めて協議をしているところでございます。

そういった中で、こういう施設、予算が必要だというような意見が出てきたときには、またそれはそれで、その意見を反映させることもあろうかと思えますけれども、現状とか課題につきまして教育委員会と首長で意思疎通を図っておると、そういう会議でございます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）先ほど1番の大原富枝文学館の関係で、令和6年4月27日の報告書の話をしていただきましたが、その後、教育長のほうから令和7年度にいろいろな形の大原富枝文学館のことについてとか教育施設のことについて、いろいろ予算の検討をされたけれども、実際に予算をつけられなかったというふうな形のことを答弁されたと思うんですけれども、やはりこういったことが総合教育会議の中で、そういった教育委員会の意向とか、委員会からこういうふうな意見書が出ていますよというような町長と教育委員会とのすり合わせとか、そういったものは実際にはされないんですか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）この答申書のことについては、答申内容は教育委員会から私のほうに回ってきております。

予算につきましては、当然、本山町では企画調整会議という形で、来年度の予算の編成について、原則班長以上が集まって協議をしておりますけれども、そういう中で、限られた財源の中でどういうふうな来年度予算にするのかということについて、みんなで協議をしながら予算編成に取り組んでおるということでございます。

そういう中で、やはり先ほどの大原富枝文学館の予算の話が今先ほど出ましたけれども、先生からお預かりしておるいろいろなものがございますけれども、そういう保管方法が大事じゃないかという話もありまして、そういう保管施設が必要ではないかという論議がありましたけれども、まだ具体的にそういうところが煮詰まってないので、そのときの論議では、令和7年度予算の編成時期だったと思いますけれども、その予算についてもう少し具体的にしていかなんといかないのではないかとということで、そのときには予算、これは今後の検討課題ということにしたことを記憶しております。

やはりそういった予算を何のために使うのかということについて、みんなで論議をしながら、その必要性とか今後どうするのかということについて、そういうところで論議をしております。当然、教育委員会から、教育委員会が開かれてこういう予算が必要だというようなことがあったら、教育委員会予算は上がってきておりますので、それに対して限られた予算の中で予算編成に当たるということを進めているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）元のほうに戻るんですけども、教育施設運営等検討委員会、これが令和3年9月に発足して、報告書を令和6年2月27日に提出しております。この意見書については、町長はご存じでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

そのときに報告書をいただいたと記憶をしております。施設整備というよりは、そういった資料の保全とか、そういったものが中心の、こういうものを保全したりしていくことが大事だというような答申をいただいたというふうに記憶をしております。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）総合教育会議、いろいろネットとかで調べてみたんですけども、いろいろなところでこの議事録を公開されたり、ホームページに公表されています。また、傍聴もできるというところもあります。当町については、これについて、どのような対応をされていますか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

本山町総合教育会議設置要綱の第5条、会議は公開するものとする。ただし、個人の

秘密を保つため必要があると認めるときは、または会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、そしてその他公益上必要があると認めるときは、この限りでないというふうに、この設置要綱ではなっております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）では、令和 8 年 3 月 1 8 日に行われた総合教育会議の議事録、そういうものをホームページ等で公開していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、その次の 3 番の項目に移りたいと思います。

本山町小規模企業振興基本条例についてお尋ねします。

この条例、去年の 3 月に上程されて、議会のほうで審議して、条例として制定しました。4 月 1 日から運用するということですが、まず、この中で、町の責務という形で「責務」という言葉が使われて文書が作られています。責務という中には、町は第 3 条に、第 3 条というのは小規模企業の振興は小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下、小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県、商工会及びその他関係機関との連携を図り、小規模企業者の成長発展及びその持続的発展を促進することを基本理念とするという、これが第 3 条になっていますが、この第 3 条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施するものとするというふうなことが書かれています。

この中にある総合的かつ計画的に策定し実行するものとありますが、具体的にどのようなことがなされたのでしょうかお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 5 番、白石議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

令和 7 年 4 月 1 日に施行されました小規模企業振興基本条例は、本町におけます小規模企業自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、関係機関との連携を図りながら、小規模企業者の成長発展及び持続的発展を目指していくことを基本理念としており、先ほど議員もおっしゃいました町としての責務、事業者の役割、商工会の役割等を明確化し、町民の理解と協力を得ながら、総合的な連携協力によりまして、地域経済の発展につなげていくことを目指しております。

条例施行後、初年度となりました令和 7 年度につきましては、その理念の実現に向けまして、まず最初取組ましたが、役場庁舎内におきまして工事の発注とか物品等の発注等の実施に当たりましては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内の受注機会の増大に努めること、これにつきましてはの周知徹底を図ってまいりました。

また、今後の小規模企業者の支援策等につきましては、町の商工会と話し合いも重ねながら、小規模企業者自らが将来を展望した経営計画を策定してもらいまして、その計画の実

現を町が補助金等でサポートしていく、その施策をやっていこうということで、小規模企業事業者持続化補助金という制度化を昨年度検討を進めまして、本年度からの事業化のほうにつながっております。

なお、この間、本条例に基づいて町と商工会におきまして施策の実現に向けて検討協議を重ねておるところでございますが、昨今のエネルギー価格や物価高騰等の厳しい条件もありまして、まだまだ目に見えた成果にはつながっていない状況であります。よって、商工会との間では、小規模企業者から課題やニーズを聞きまして、小さな実績を積み重ねながら中長期的な視点に立って目標達成を目指していく、その方向性を確認をしておるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 一応、質問事項をいろいろ書いてきたんですけれども、ほとんど答弁していただいたんですが、事業者の役割、大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割とありますが、この条例について周知はどのような形で行われたか。例えば役場と商工会の間でとか、この周知というものは、認識というものは持たれたと思うんですけれども、実際に小規模の事業者であったり大規模の事業者、そういったところに、こういった条例を制定しましたよというふうな周知というものがなされてないと、せっかくの条例自体が台なしになってしまうというふうに思います。

これについて、どのような形で周知されたか、それと町民に対してどのような周知をされたか、そういったものをお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 白石議員のご質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

事業者の役割や大規模小売店舗等の企業に対する役割、その対応につきまして、周知をどのようにしたかという問いでございますが、議員がご指摘ありましたとおり、将来的な方向性として、商工会のほうに加入をしていただきまして、地域社会を構成する一員として、小規模企業者との連携や協力を目指しておる、そのような条例となっておりますので、この加入を通じまして、いろいろ小規模企業者を発展させていくという目的のために、商工会のほうをまずは窓口といたしまして、その普及や啓発に当たっていくということで、この間、商工会のほうで加入促進に向けた対応、これは大規模企業者も含めまして、そういうような説明をしたところであります。

町のほうからは、直接その部分に関わっておられない部分はございますが、まずは商工会を通じてそういう周知を図っていただくという方向で進めておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 本山町の中に大規模事業者、例えば薬局とかありますよね、全国

規模の事業所、結構あります。そういったところは、この商工会とかそういったものに加  
入していただいておりますでしょうか。それと、もし仮に加入していなかったのであれば、  
去年、前年度で加入があったのかどうかお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

大規模店舗設置者の商工会への加入状況という質問でございますが、その点につきまし  
て、商工会のほうへ確認をいたしましたところ、町内で対象となる全国規模の大規模店舗  
2店舗が考えられるところでありますが、そのうちの1店舗につきましては既に加  
入済みでありまして、もう1店舗につきましても、昨年から本条例に則しまして加入のご案内は  
しておるところなんです、現在までのところはまだ検討中ということで、まだ加入には  
至っていないという状況となっております。

この点も踏まえまして、また引き続き加入に向けては協力を、行政も商工会と連携しな  
がら、またお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） 地域振興券、4月1日から利用できるようになっています。それ  
についてお尋ねします。

この振興券については、商工会等に入っていないくても対応というか、そういったものが  
できるんでしょうか。これは商工会というのではなしに、地域にある中小の企業のため  
という部分も結構あると思うんですけども、これが全然地域の商工会とかそういったも  
のに加盟していないところで活用できるということになれば、やはり地域の中小企業にと  
ってみれば脅威というような形が考えられるんですが、そのところについては、  
町としてどのように思われていますか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

地域振興券の内容につきましてのご質問でございますが、事前の案内がございませ  
んでしたので、すみません、準備しておりませんでした、地域振興券はこれまで数年間取  
組んできておりますが、まず、商工会に加入している業者は対象業者として、申請なしで  
商工会加盟店はそのまま対象になりますという形を取っておりますのと、加入しない店  
舗につきましては、町への申請を出していただいて、申請することによって加盟店として町  
が認定するという形を取っております。

今回の地域振興券の事業でも、そのような形で十数店舗が申請をいただいて、商工会に  
は加入はしておりませんが、認定を受けて商品券を使える対象事業所としてやられ  
ておりますので、町内全ての関係する事業所ほぼ対象になっておるといふふうに認識して  
おりますが、そういう形を取っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）やはり町としても大規模事業所に対して、こういう条例ができていますからというふうなことの案内はすべきだと思います。例えば独立法人水資源機構の事務所は土佐町にありますけれども、早明浦ダムは本山町、土佐町、両町にまたがるもので、土佐町の事業所ではないと判断していますが、この条例に基づいて、独立法人水資源機構、今再生事業をやっていますが、そういったふうな形で全国各地からいろいろな工事会社が入ってきています。そういったところに、こういったふうな形で本山町の商店を使ってほしいということを、水資源機構のほうを通じて要望すべきというふうに考えるんですが、町としてはどのような対応をされたか、しなかったか教えていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）独立行政法人水資源機構への働きかけとの質問でございますが、まず、この条例の中では小規模企業を振興する条例でございますので、それに四国のインフラを担う大きな企業である水資源機構が該当するのかというところは、まずあるところなんです。また、この条例の中では町内に対象するとなるものが、町内に事業所を置いておる事業体としておりますので、ちょっとその部分でも水資源機構さんにつきましては、土佐町のほうに事業所があるということで、その部分では対象にならないということで、条例に則する対応というものには該当しないというふうに考えております。

しかしながら、本山町と土佐町にまたがる早明浦ダムの再生工事を通じまして、多くの工事関係者の方が作業をされておりますので、その部分においては、やはり町の商工会の持っております飲食の関係とかサービスを、ぜひ利用していただきたいということで、昨年の3月に本山町商工会が作成に携わっていただきまして、「MOTOYAMA100+」という商工業者を案内する冊子を作っておりますが、その冊子を作ったタイミングで、商工会長と担当課のほうでダムの再生工事の事務所のほうに出向きまして、工事の事務所長さんのほうに協力要請という形でさせていただきまして、その際には冊子を工事関係者のほうに配布して普及をしますとか、利用にもできる限り協力しますという前向きなお答えをいただいておりますので、そういう連携は引き続き取っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）この独立法人については、例えばこの事業所にうちの商工会に入ってもらいたいとか、そういうのはなしに、今答弁されたように、そこに集まっている全国各地から来られている方に、町内の小規模の事業所を使ってほしいという要請はやはりすべきではないかと思います。そういったふうな形のことは、今後も続けていってほしいと思います。例えば電源開発にも、そういったふうな形のことは要請すべきだというふうに思います。今後また商工会、それからまちづくりの推進課のほうで検討していただいで、ぜひ働きかけをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

町で行う入札、プロポーザルの募集等についてということで、町のホームページを見ると、企画や提案を募集する際、プロポーザル形式で募るケースが見受けられます。一般的な入札と違い、応募する企業の技術力、専門性、実績、提案内容の質を総合的に評価して、最適な事業者を選定できるなどのメリットがあります。

しかしながら、今年3月にホームページに掲載されたプロポーザルの募集期間は約2週間でした。通常、参加表明書の提出期間は、公示日から1、2週間、企画提案の提出には2週間から4週間の作成、提出期間が設けられるとされています。これはあくまでネットで調べたことなので、これよりも違っているかも知れませんが、今回のような短期間での募集は、当町のような小規模事業者が多いところでは、プロポーザルへの応募は難しく、大手のプロバイザーの独壇場になりかねないということが懸念されます。

当町には小規模企業振興基本条例が制定され、第5条の3項に、町は工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内の小規模事業者の受注機会の増大に努めなければならないと明記されていますが、今回の当町の事業者の応募はあったのか、また、あったのであれば、条例に記載されているような受注の機会は配慮されたのか、また、なぜ今回のような短期間での公募になったのか、また官公庁等ではプロポーザルの結果、内容等はホームページに公表されるところが多いが、今回の結果、内容等はホームページに掲載されるのかお尋ねします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）5番、白石伸一議員の質問に対し、お答えをいたします。

まず、ご質問の1点目、今回プロポーザルにつきまして、当町の事業者の応募があったのかというご質問でございますが、今回のプロポーザルにつきましては、町内事業者から複数の応募がございました。

また、条例に記載されたような受注の機会の配慮、また今回のような期間をどういうふうに設定をしたかのご質問につきましては、まず期間につきましては、今回のこの事業につきましては、選定業者を決めた後に、助成団体の募集期間、またその助成団体の行う実施期間等を配慮いたしまして、4月当初より早期に事業を実施する必要がございましたので、この日程を設定したところでございます。

本町でプロポーザルを行うに当たりましては、担当課がそれぞれのプロポーザルの実施要綱または実施要領を定めて実施をしております。今回のプロポーザルの期間につきまして、当課といたしましては、契約規則、建設工事の指名、入札事務取扱要領等に基づきまして、実施をしております。本山町の入札規則の中には、これはプロポーザルとは直接関係はございませんけれども、請負工事が300万円以上については7日間、それと入札の設定につきましては、指名通知の日から14日以上を原則として設定をするということですが、期間短縮では最低7日間とかいう条項もありますけれども、そういったところに基づきまして設定をしております。

今回の期限につきましては、公募開始から提案参加申込みまでが9日間、企画提案書の提出期限が16日、また、提案審査会までを20日ということで設定しております。これにつきましては、先ほど言いました14日以上というところで設定をしたところでございます。

そのような設定をしてどうであったかというところでございますけれども、先ほどお答えしましたように、町内事業者からの応募もございましたので、今回につきましては受注機会はなされたというふうに考えております。

また、最後、3点目、今回の結果の内容について、ホームページに掲載されるのかというご質問につきましては、先ほど言いました実施要領で事後公表につきましてホームページで公開するということはうたっておりませんので、今回につきましてホームページに掲載するということは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）プロポーザルを使うということについては、単なる工事の入札と違い、いろいろな形での事業所が持つておる考え方とか、いろいろな実績とか、そういったものが組み合わされて、いろいろな形で内容がいろいろ出てくると思います。実際に今までも町の中で決めた長期計画であったり、いろいろなものがプロポーザル形式で決定したというようなこともあったのではないかと思います。

実際にプロポーザルというものについては、それぞれ企業がいろいろな知恵を絞って応募してきていますので、できればこういうふうな形のもので採用したというような形のをオープンにしていきたい。やはり町民として、これを決めたのはプロポーザルとして対応したのであれば、A事業所はこういう形、B事業所はこういう形、C事業所はこういった形で提案されたけれども、一番よかったA事業者にしましたというような形の公表をしていって、どんどんそういった形の活動が活発になるということを町内に普及すべきだというふうに思います。

今も提案についての4月の途中からプロポーザルで募集しておる企画もあります。そういったふうな形のものについても、こういった形でこの提案が非常によかったので、これを採用しましたということは、やはり今後、町民の人に、こういった形の決め方をしました、こういうふうな提案を受けて、こういうふうな形をやっていきますよというような形のをされるということをすべきだと思うんです。公平性というか、切磋琢磨というものも含めて、事業所からの提案というものが本当に形式的なものにならないようにするためにも、そういったものを公表するべきだと思いますが、今後そういったお考えはないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）今論議されています件については、今回のプロポーザルという表現で言われていますけれども、具体的にどういうことをプロポーザルでしたのかということが、さっぱり分らんわけですね。だから、それも今回はこういうものをしたというこ

とで、こういう結果になりましたという話をしていただかないと、形式論だけの話になってしまっているの、ちょっと論議が十分理解できないというふうに思いますので、今回という質問者の今回のプロポーザルはどういう事業であったのかということ、ちょっと明らかにするべきだというふうにと思いますが、どうでしょうか。

執行部。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

公表の在り方について、ちょっと。

いろいろな企業からいろいろな提案がありますがけれども、それは企業が持つておるノウハウで提案されてくる、一般論ですけれども、ことがございますので、それまでを公開しちゃうと、企業の利益を害する場合がございますので、そういう意味での公開はなかなか難しいのではないかなというふうに思います。そういうことを私は考えます。

あとは入札につきましての入札結果の公表、これはホームページには載せておりませんが、当然公開をされておりますので、それは公開、入札結果についてはですね。

その提案内容とかいうのは、企業が持っているノウハウがありますので、それをいろいろと今までプロポーザルで、一般の入札にはそぐわないというものについては、プロポーザルを実施してきておりますけれども、その提案されてきた中身まで全てを公開するのは、企業ノウハウをさらけ出すものにもなりますので、それはなかなか難しいことがあろうかと思います。

あと議長から指定がありましたことにつきましては、担当課から答弁させていただきます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

今回質問がございましたプロポーザルは2件だという認識でございます。

まず1点目が、本山町関係人口創出拡大事業委託業務に係る公募型プロポーザルになります。この目的といたしましては、急速な人口減少の少子高齢化の進行によりまして、将来にわたってまちづくりに係る資源の不足が課題となっている中、ふるさと納税の拡大並びにふるさと納税者などが地域のファンとなって町を応援する関係人口化を図る基盤づくりを行うことにより、本山町における地域活性化の基盤強化を図ることを目的としたものでございます。

業務内容まで言うたほうがよろしいですか。目的だけでよろしいですか。

（「まあ、それで」の声あり）もう一点につきましては、本山町まちなか活性化助成プログラム運営委託業務に係る公募型プロポーザルでございます。目的といたしましては、昨年度も実施をしておりますが、ふるさと納税の財源を活用し、地域住民、団体等による持続可能な地域づくりを行う取組に対して支援するまちなか活性化助成プログラムを実施することにより、本町のまちなか活性化に資する活動の創出及び拡大を推進することを目的として、助成プログラム委託事業者選考を公募プロポーザル方式で行うというのを目的と

しております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） いつも議会の中で論議されるんですけども、いろいろな課がいろいろな施策をやります。それについて本当に 1 2 月から活動し始めたり、本当に年度末になって動くというケースが多いんですが、今回このプロポーザルの内容を見ても、非常に取組が早いと。3 月議会で予算を決定した段階から動き始めているということに対しては、非常に評価されるべきだと私は考えています。

やはりこういったふうにどんどん前向きにやっていただくことによって、町内のいろいろな形のもの動き始めるというふうに思っています。予算は議決しましたけれども、実際にお金が動いてくるという形になるにはなかなか時間がかかるというのは知っていますが、やはり積極的に取り組まれているということについては、非常に今までのとは違った形で政策企画課が取り組んでいるというのは、非常に評価されるべきだというふうに認識したいと思っています。

ただ、やはりお願いしたいのは、採用された提案、そういったものがよその競合会社のまでは要りませんけれども、内容的なもの、こういったふうなものが書かれていたんで、この企業にしましたよというふうなことは、やはり町民として、参画していくものに対しては、ある程度オープンにさせていただきたいという希望もありますので、そういったところについては今後も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） 議員から提案いただいたことにつきましては、どのようなやり方といいますか、どの範囲まで公表できるかということをやちょっと検討もして、研究もしてまいりたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 今、町長はじめ副町長も心配されています企業秘密のところについてまでは求めませんが、やはりこの事業者のこういったところを、向こうの事業者に対して、この程度のものは発表しても構わないというようなものを求めていくのも、一つの案かと思いますので、検討をよろしくお願いします。

では、次の項目について。

旧四季菜館について。旧四季菜館にある冷蔵庫等の厨房機材はどのような形で設置、維持等がされているのかお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 5 番、白石議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

旧四季菜館内にあります厨房機材の設置状況及び維持管理についてのご質問でございますが、1 階の厨房室には冷凍冷蔵庫と製氷機及びガスコンロや水洗い用のシンク等が残っ

ておりますが、レストランの休止後、電気設備ブレーカースイッチを照明以外は落としておる状態でごまいして、厨房機材は休止後の状態のまま保管、維持がされている状況であります。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） この厨房機器については、四季菜館が閉じて8年になりますけれども、これを活用するということは考えていないんですか。例えば活用しないのであれば売却するなりということも考えられると思うんです。また、チャレンジショップ等で活用するとか、いろいろな活用方法があると思うんですけれども、これをずっと単に持っているというだけであれば、宝の持ち腐れというような形になると思うんですけれども、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきます。

この旧四季菜館にありました厨房機材等につきましては、後の利用方法、再利用も含めて、利用をどうしていくかというような方向性の確定が遅れておりまして、将来的に飲食等に活用する方向性も踏まえて現状維持しておるところであります。再利用の方向性が決まりましたら有効活用したいと、また、飲食という形にならない場合は、先ほど言いました町民で飲食をされておる方等にも活用していただく方向も含めて、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 厨房機器を見せていただいたんですけれども、非常に全国規模の大変優秀なメーカーの機材が導入されておると思います。下にはたくさんの食器もあります。そういったものが全然活用されないまま、今後、四季菜館の後で飲食業がなされるとしても、この8年間眠らせておること自体、今度稼働させることができるのかどうかということもありますし、例えば冷凍庫とかそういったものであれば、ガスとかそういったものが抜けてないかどうかというような検査も必要ですし、そういったふうなメンテナンス等については全然やられてないんですか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 厨房機器に設置しております機器についてのメンテナンスがこの間でできておりませんので、再活用する際には、その際の状態を見て対応しなければならぬということになっております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） その厨房機器は、町の持ち物なんですか。町の財産として登録されておるんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えさせていただきます。

当初からの町の持ち物もございますし、その間、四季菜館が営業しておった事業所さんがそのまま町へ譲渡するような形で残したものもございますが、現在、町が全体で管理しているということになっております。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）町の財産としてということ間違いはないですね。レンタルとか、そういったものではないということですね。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えさせていただきます。

町が管理しておる物品のうち、冷凍冷蔵庫と製氷機につきましては、再リースという形で、当初リース契約していたものが、ほぼ残存価格が残っておる部分のみの再リースという形で管理している物品が二つございます。そういう状態でございます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）再リースという形でもされておるという形ですけれども、やはりリース料というものは使っても使わなくても払わなければならないですし、仮にリースしてあるんならば、当然メーカーから点検とかそういったものを定期的にやっていただけるというふうに普通考えるんですけども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えさせていただきます。

再リースという形でも約10年ぐらい経過しておりまして、耐用年数も過ぎておるということで、メンテナンス等の作業はないということになっております。

○議長（岩本誠生さん）それで、今言ったように再リース料というのが、まだ存続しているかどうかということについてはどうですか。田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えさせていただきます。

再リース料として現在契約しておりまして、各物品のほうでリース料の支払いをしております。冷凍冷蔵庫につきましては年間1万296円、製氷機につきましては1万5,444円の再リース料が発生しております。

なお、再リースをするに当たりまして、これをリース物件を返却するに当たりましては、その物品を関東のほうの会社のほうに送り返すというところが発生しますが、それには多額の費用負担がかかるということで、現状、ちょっとそういう将来的な利用の動向も含めて、そして返す場合には多額の負担が町に発生するというので、今再リースという形で維持をしておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。残り時間10分以内です。

○5番（白石伸一さん）使わなくなっているものについては、やはり再検討していただいて、町内で再利用すると。例えば今チャレンジショップ等で次の店舗を探されている方もいらっしゃる。そういった方に使っていただくなり、そういったふうな形のことも今

後検討していく必要があるかと思います。あの場所から1回地上のほうへ運び出すということも、大変経費というものがかかるとは思いますけれども、やはり宝、せっかくあいったものを買うとなったり借りるとなると、非常に今お金がかかります。そういったものを活用できるように考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、最後の質問に移りたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）あと7分です。

○5番（白石伸一さん）地域振興券についてということで。4月から始まった地域振興券は、金額もここ数年に比べ大きく、食品に限らず多くの町内の事業所で利活用が行われ好評である。しかしながら、隣接する同規模の町と比較すると、5,000円の差が生じている。そのことについて町民からは、質問が寄せられている。今回の財源は国からの配分であるが、県からの各市町村への配分は人口割ではなかったのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）5番、白石議員の質問にお答えをいたします。

今回の国からの交付金は、物価高から国民の生活を守ることを目的といたしまして、各市町村が作成する実施計画に基づく事業経費について、国が各自治体に対して限度額の範囲内で交付するものであります。本町の限度額は8,723万7,000円でありました。

本町では、議員おっしゃいましたように、地域振興券などに活用してきました。地域振興券にした経緯は、やはり現金でなく地域振興券にすることで、町内の消費喚起につながるということから、そのようにしたものであります。

質問の県から市町村への配分は人口割ではなかったかについてお答えをいたします。

今回の交付金は国の制度によるもので、県において配分を調整するものではありません。限度額の算定につきましては、令和2年度国勢調査人口に加え、各県の消費者物価指数、事業所数、各種補正係数を用いまして、国が定めた算定式に基づいて一律に計算されたものであります。このため、人口規模が大きいほど限度額は増加する傾向にはありますけれども、補正係数等が反映されるため、単純な人口比例とはなっておりません。

なお、算定式につきましては、国のホームページにも掲載をされておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）大変よく分かりました。

ただ、町民としては隣接する町村と比べると、本山町自体が私が議員になってからの4年間、その前についても若干差があるということをししばしば耳にしています。町として財源が苦しいのは分かっていますけれども、例えば隣接する町村に合わせるとすれば、5,000円掛ける3,000円、約1,500万円、1,600万円あれば、何とか隣接する町村と同じ金額になったのではないかというふうな形のこともお聞きします。そういったふうな形で、町民の方は同じ額というのを非常に気にされますので、今後もし財源が許

されるのであれば、この格差と言ったらおかしいですけども、市町村の取組、できれば情報が入っているのであれば、同じような額にさせていただきたいと思いますが、町長はいかにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今回の地域振興券は、先ほど副町長のほうからも答弁しましたとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という、この財源として実施したものでございます。令和7年12月議会定例会、これは1月に入っておりますけれども、なるべく早く組みたいということで、追加議案として提案をさせていただきまして、ご審議の上、議決をいただいたというものでございます。

その際にも説明させていただきましたけれども、この交付金の使途につきましては、それぞれの自治体において、その目的に沿って活用されておるところでございます。本町では食料品などの日用品や燃料、畜産の飼料等が高騰している中で、地域振興券と産業振興を目的として予算化をしたところでございます。

物価高騰対応といたしましては、地域振興券で実施したところ、それから電子マネーの交付をしたところ、それから現金給付をしたところも若干あったというふうに覚えておりますけれども、そういった自治体で取り組まれておりますし、また違う形で物価高騰対応ということで、そういう地域振興券とか給付とかじゃなくて、違う形で取り組まれた自治体もあり、これはそれぞれの自治体の判断で取り組まれてきたものでございます。

地域振興券の金額ですが、本町より多かった自治体、また正直なところ少なかった自治体も県下にはたくさんあったと思いますけれども、様々あったかなと。その自治体の判断で予算提案させていただいて、論議をして、議会で議決をしていただいたところでございます。

一般財源の継ぎ足ししてでも実施できなかったかというご質問でございますけれども、今回につきましては、その交付金を財源として予算化を判断したところでございます。

今後につきましては、予算計上に当たって、それぞれ適切に判断をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）私の一般質問はこれで終わりますが、異常気象が続いています。温暖化等を考慮しまして、今年の夏が皆様に災害が起こらないように祈りながら、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、5番、白石伸一さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 10：30

再開 10：41

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

8番、大石教政さんの質問を許します。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）皆さん、こんにちは。議長の許しを得たので、8番、大石教政です。一般質問をしたいと思います。

今回は1項目め、町政課題について、2項目め、観光についてとしております。

一般質問に入る前に、世界を見回してみますとアメリカ、イスラエルとイラン等による戦争も長期化しており、生活にも非常に影響が出ております。ホルムズ海峡封鎖等による幅広い価格の上昇、また、原油等、ナフサ、材料不足と生活にも影響が出ております。イラン戦争やウクライナ戦争の一日も早い戦争終結と平和を願います。

また、本町では田植えなども進み、梅雨の時期に入ってアジサイの花等がきれいな時期になっております。

それでは、町政課題の1、物価高騰対策について。

ホルムズ海峡封鎖状態による原油やナフサ不足により、食料品等への物価高騰や各種資材等の不足や遅れによる社会や生活への影響に対して、町民の方の暮らしを守る町の支援は。

ナフサ等による建築資材や建材、塗料、シンナー不足等により仕事の減や工事の遅れ、また、車やチェーンソー等のオイル不足により林業、山の伐採等が遅れたり、木材の搬入が減ったりとかの影響、また、食品包装、食品資材の不足、コスト増、商品価格の値上がり、日用品の高騰や品薄等を通じて住民生活に悪影響を及ぼしている。

また、日常生活の影響、ゴム手袋等衛生資材、病院等の手袋等の確保等も十分できるのか。また、洗剤容器やごみ袋など、生活に密着したプラスチック製品や日用品の価格上昇などがうかがわれる。

町として、町や県・国等の支援と組み合わせた支援等、どのように考え、支援していくのか伺います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）8番、大石議員の一般質問にお答えします。

緊迫する国際情勢や急激な円安などによりまして物価高騰が長引いて、引き続き続いております。燃料や日用品、肥料や飼料などの物価高騰が長引くことによりまして、町民の皆様のご生活や農業や林業、そして畜産業、商工業など、地域の産業を圧迫しております。

本町では、国の交付金を活用した令和7年度補正予算による物価高騰対策、そして、令

和8年度の当初予算等、これは確実に執行することによりまして、本山町の基幹産業である農業や林業、畜産業の振興、そして商工業の振興に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、中東情勢によりまして、議員ご指摘のとおり、ナフサ由来の石油製品の不足、これは政府のほうでは目詰まりというふうに言われておりますけれども、先ほど議員から指摘がありましたとおり、各種の産業や医療現場など、広範囲に影響が出ております。これの解消は、もうこの一自治体ではなかなかどうにかできるものではございません。国においてしっかりとした対応をしていただきたいというふうに私は思っております。

また、国では中東情勢に伴うエネルギー価格高騰など、国際情勢の変化に伴う影響への対応といたしまして、今回、議員ご承知のとおりと思いますけれども、補正予算も編成してきたところでございます。こうした動きも自治体への交付金などもあろうかと思っておりますので、そうした動きも今後注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）厳しい国際情勢の中でも、やはり町民の方の暮らしを守っていく、非常に高知県とか本町のようななかなか所得も上がっていきにくい中で、いかに厳しい中でも楽しい生活、心の豊かな生活を送ってもらうというふうに町民の方と一体となって、いろんな実情も聞き、取り組む。豊かな生活を送るように取り組むことが大事じゃないかと思いますが、やはりお金がなくてもできるような取組もあるんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

非常に大事な指摘だというふうに思います。心豊かにという話がありましたけれども、今、よくウェルビーイングという言葉が使われますけれども、本山町で生活する中で、いわゆる経済的な問題もありますけれども、それ以外でも本山町は住みやすい町だとか楽しい町だとか、子ども、子育てに優しい町だとか、そういうふうに思ってもらえる、そういった施策は非常に重要だと思っております、そういったこと、先ほども言いましたけれども、当初予算でもそういった思いも込めて、第一次産業や商工業、金額は少額でございますけれども、そういったものを下支えしていこうということで予算を計上しておりますので、そういったものを確実に執行して、暮らしやすい地域に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）②として、ひとり暮らしや高齢者等の方が使わなくなった家具等の処分に困っておったり、リサイクル等をしたいと言われておりますが、支援、相談体制と取組等を伺います。

高齢者の方の支援等を行うことにより若い人の未来への希望にもなるのではないかと。やはり若い人も年がたってきても、やっぱりずっとつながって明るい希望になる。また、高齢者の方を支援し、健康の増進や生きがいにつなげるべきではないかと。

高齢者支援等、非常に包括ケア支援等、その他、福祉の基本理念とか地域リハビリ、車椅子事業、いろんな支援等もありますが、やはり高齢者などのいろんな支援、要望等の声も聞いて、この町に住んでよかった、楽しいねと言えるような取組が非常に大事じゃないかと思いますが、十分に高齢者等の声等も聞いておるのか、要望に応じておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）8番、大石議員の一般質問に対し、答弁申し上げます。

若干、通告内容に書かれていない内容がございましたが、まず、通告の内容としましてご質問いただいております家具等のリサイクルについてお答えさせていただきます。

現在、本町が直接回収や再販売等を行う事業は実施しておりません。一方で、社会福祉協議会では未使用の生活用品や状態のよい家具、家電等については物品の寄附として受け付けており、必要とされる方への提供などに活用されていると伺っております。

相談体制につきましても、リサイクル等の相談窓口として広く周知をしている実態はありませんが、地域包括支援センターや社会福祉協議会などへの相談の中で、家具の処分等にお困りの方がおいでた場合には関係部署や事業者の紹介などの対応を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）なかなかやはり高齢になり、家具等もよう動かせなくなったり、家庭で家族が多いとき、子どもさんとかがおったときはいろいろいっぱい使っていたけれども、だんだん家族が減ってきたらもう使わなくなった、やっぱり捨てるのももったいないし、よう捨てん。だから使える人がおったら使ってもらいたいというふうに、そう考えている高齢者の人が大変、高齢者が独り暮らし等、家族が少なくなった方も大変多くおられるので、そういうリサイクルの取組等とかもうちょっと周知徹底すると、非常に相談に行ったり、安心していろんなことを、使える分はほかの人に使ってもらおうとか、処分してもらおうとかにも取り組んでいけるんじゃないかと思われませんが、もう少し広報活動も大事じゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）お答えいたします。

今後につきましても高齢化の進展に伴いまして、家財整理や生前整理に関する相談需要も増加することも想定されることから、関係部署等とも連携をしまして、他自治体の取組状況なども研究しながら、適切な情報提供や相談対応に努めてまいります。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○８番（大石教政さん）これからの梅雨大雨、台風等への備えや気象情報の変更点、また、避難所への整備体制等を聞きます。

気象情報の変更による切替えや伝達への影響、混乱はないのか。この前、切り替えた大雨の後、一部の地域ではやはり伝達がうまくいっていなかったようであるが、本町の場合、テスト等、備えておるのか。

集中豪雨や洪水、土砂災害など、自然災害のリスクが高まる。また、線状降水帯等が発生すると、やはり災害等、リスクが高まり、河川の氾濫等、交通機関の麻痺やライフライン、生命の危機等が高まってきます。災害への備え、周知徹底と大事ではないかと思われしますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）資料を用いて説明をしたいと思いますので、ご配慮をお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 １１：００

再開 １１：００

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

資料配付が終わりましたので、答弁を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）８番、大石議員のご質問に対して答弁申し上げます。

まず、災害への備えですけれども、大雨が降るといような時期になってまいりました。役場の中では先月、毎年実施をしておりますけれども、災害への体制については職員と意思統一をして、万一のときの備えについての確認をしておるところです。災害対策本部を設置するという基準がございますので、その基準に従いまして、それぞれの部署の役割も確認をして、備えておるところでございます。

次に、新しい気象情報のことでの問いがありましたので、お手元にお配りしております資料もご覧いただきながら確認をしていただきたいと思いますけれども、気象庁では、地域の方々へ避難の判断をしやすいするために、本年５月２８日より避難情報への５段階の警戒レベルを整理、統一いたしました新たな防災気象情報の運用が開始をされておるところでございます。

新たな気象情報では四つの災害、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の状況の警戒レベルをそれぞれ注意報、警報、危険警報、特別警報に統一され、統一したことで各情報における危険度が分かりやすくなっております。

警報というものでは警戒レベル３、これは高齢者避難に相当するわけであります。危険警報というものは警戒レベル４に位置づけられておりまして、避難指示になってきます。

特別警報は警報レベル５で緊急安全確保で示されております。表のとおりで、危険度の状況がこれまでより分かりやすく明確になっておると思います。

先日の台風６号で、県内でレベル４、大雨危険警報が発表されておりました。これは気象庁のほうから発表されて、体制をそれぞれその自治体では取られたと思いますけれども、新たな気象情報と町村の発表する体制を連携させながら、適切な運用にこれからも努めていきたいと考えておるところでございます。

この新たな気象情報につきましては、発表がなされる前から新聞あるいはテレビ放映等で大きく報道されておるところで、お目にかかった方もおいでとは思いますが、町では４月１４日にホームページに内容を掲載しておりますのと、既に発行しました広報５月号にも掲載をして、周知をしておるところであります。

今後、大雨のたびにこの気象情報が使われると思いますので、これまで以上に注視をしながら取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

あと、避難所についてもご質問がありましたので併せて申し上げます。

災害時の指定避難所につきましては、この議会でもこれまで何人かの方からご質問を受けて話しておりますとおり、町内１３の施設が該当になっております。

災害時の避難所の配置につきましては、冒頭申し上げました職員も災害対策本部が設置された際には赴いて、その指定避難所で体制を取るというような状況でございます。災害時に地域の集会所は自主的に開催され、運営に関わる自主防災組織というものがございすけれども、そこも災害時には連絡が取れるような体制をしております。

本年は５月２５日に自主防災組織連絡協議会という会議を、これは毎年ですけれども、今年は５月２５日に開催をいたしまして、各避難所に備えておる必要資機材の整備、足りないものもあれば、また要望していただきたいということで意思統一をしておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）８番、大石教政さん。

○８番（大石教政さん）この前の台風６号のときに、いくつかの自治体で新しい防災気象情報が出んかって、避難等が遅れたというふうに出ておりましたが、この原因等はもう分かかっておって解決しておるのか、そういう連絡等は本町に対してもあったのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）他の自治体の状況だとは思いますが、承知をいたしておりません。

○議長（岩本誠生さん）８番、大石教政さん。

○８番（大石教政さん）本町においても新しい防災気象情報が適切に出されて、早期避難とか防災対応に当たれるように、せっかく新しい情報があつて、やはり今のこの時代ではなかなか情報が出んかって、避難が遅れ等が出るとまいいかんで、他の自治体であつた

ことにしてもふだんから危機管理が大事だと思います。やはり町民の方の安心・安全をみんなで守っていくことが大事だと思います。

続きまして、④として教育について。

インターネットやSNS、スマホ等により、学生や若者等が犯罪の被害者や加害者等になっております。誘拐や性犯罪、加害者への転落、また、実行役や闇バイト、ネットいじめ、ネット依存、心身への影響、生活の乱れ、ネット等による不当請求被害等、非常に進んで便利なインターネット等、SNSですが、やはり適切に安全な利用をする教育が今、非常に大事じゃないか。

便利な今の情報ツール等がせつかくの若い人の未来を奪っていくようなことになると、非常に残念なので、やはり安全に使う教育、適切なネット、スマホ等の運用というか、使い方とやはり安全に、信頼して使えていくという教育が非常に大事じゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）大石議員のご質問に対し、答弁申し上げます。

これからのデジタル社会を生きる子どもたちに、考えて行動する力をつけることは大変必要であるというふうに考えております。今年度より、町内小・中学校でデジタル・シティズンシップ教育、ITツールのリスクとよき使い手になるための学習を始めております。

この教育は、オンラインの多様な環境において困難に直面した際も、子どもたち自身がよりよい選択をし、自立的に行動できる知識と実践力を身につけるための予防的、創造的な学びを習得する教育ということで目指しております。

現在、発達段階に応じた内容で、各学校で授業実践を進めているところです。具体的には個人情報について、ゲームを上手にやめる方法、SNSの発信についてなど、各学年や全校を対象にした内容で開催をしております。

この教育を実効性のあるものにするためには、学校だけでなく、子どもたちの生活の場である家庭との連携が不可欠というふうに考えておりまして、学校での学びを家庭で話し合う場にするような、そういった取組も進めているところです。

本年度、町内全小・中学校で実施をしておりますが、4月、5月から始めておりますが、7月にはまた小学校で授業の学びを実施、中学校では引き続いてネットに関する講演、県内の大学と連携した学びなど、継続した取組で進めていくように計画をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）やはりインターネット、投稿等によりいじめやネットの投稿による悲惨な、殺害とか亡くなったりもしておるので、便利な一方、やはりネット、スマホでずっとつながっておる、いじめ等があった場合にもなかなか逃げられない、避けられないような状態等も考えますので、適切な使用、教育、せつかくの便利なツール、道具をいか

に幸せに幸福に使っていくかという教育が非常に大事じゃないかと思われま

す。本町においてもネットいじめ等、ないとは思われますが、対策等、また、現状等をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）現状でございますが、ネットで大きな課題となるような事案は、現在承知はしていませんが、様々な使い方の中で課題が出てくるということもあります。

それを現在、これまで1人1台端末になって、使い方がどんどん進化をしておりますので、それに合わせてやはりよりよき使い手になる、この両輪の教育が必要であるということで、令和7年度から一部導入しておりましたが、やはり重要性を思いまして、令和8年度からよりよき使い手となるように進めているところです。

いろいろ操作で間違った場合にはいろんな対応もしていきながら、よりよき使い手となるようなところにつなげていきたいと思ひますし、いじめでありますとか、犯罪に巻き込まれないように早め早めに教育を進めていきたい、学習を進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）5番目として、産業振興センターの今後の活用計画、スケジュールはどうなっておるのか。

産業振興センターの今後の方向性、土佐れいほく観光協議会が7月1日に移転の予定と聞いておりますが、後の利用計画とスケジュール、今後どのように考えておるのか。

今、産業振興センターは企業の振興とか町内外の交流の場等の目的であり、今、EVの電気スタンド、充電器等も整備されておるようであります、充電器も故障もしておったりもありますが、産業振興センターの今後の方向性、利用計画等、お伺ひします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）8番、大石議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

本山町産業振興センターの今後の方向性とのこと質問であります、本施設の活用方策は本町の重要課題と位置づけており、また、今年の7月頃には土佐れいほく観光協議会が事務所移転をすることも踏まえまして、早急に方向性を固めなければならないと考えております。

なお、現状といたしましては、1階ホール部分は町のイベント等の際に有効活用がされておりますけれども、2階の事務所部分の活用は、これまで議会の一般質問でもご提言をいただいております商工観光等の拠点としての活用策も含めまして、関係する団体と話し合いを進めていく計画であります。

その他、産業振興センターの設備等につきましては、老朽化や経年劣化等の状況も見合わせながら、場合によっては改修工事等を講じまして、町民が集い、産業振興等につな

る多目的な施設として再生を目指していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 産業振興センター、今、観光協議会が入っているところは7月1日に移転と聞いておりますが、その後はすぐに何か新しい企業とか店等が入ってくるので移転するのではないのか。

観光協議会がそこで、やはりスタッフの方も何人も働いておられ、電気もついておる。非常に観光のまち本山の嶺北の入り口として、今、いい感じで進んでおると思われませんが、あと何月ぐらいに、出た後、入居予定なのか。あそこがまた電気が消えると非常に、さくら市等へもやはり悪影響が出てくるのではないかと危惧されます。

朝も早くからやはり観光協議会のドアも開き、夜も明かりがつき、また、いろんな観光関係のお客さんとか日本各町村の方もいろいろ交流というか、来られておると思いますが、その後の活用のスケジュールがあって移転にしたのか、それともすぐ使わないけれども、取りあえず移転してもらったのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 現在、2階の事務所部分をれいほく観光協議会のほうが利用していただいております、嶺北地域の観光情報の発信の基点としての役割をいただいております。

また、その業務につきましては、町内の別の事務所のほうへその機能が移っていくということで、後に残った事務所をいかに有効活用するかという点につきましては、早急に計画をつくっていくということで、本年度中には何とか方向性を固めていきたいというふうに考えております。

なお、施設の有効利用につきましては、企業の誘致でありますとか町内での団体でも事務所等、探しておる団体もあるというところもありますので、そのあたりと話し合いを進めながら、何とか有効活用の方角性を見いだしていきたいというふうに考えておりますので、経過につきましてはまた方向性が固まりましたら、ご報告をする機会を設けさせていただきたいと思ひます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 観光協議会、2階部分の後の利用予定とか決まってから、いつぐらいに移転とか引越してというのが本来の動きではないのかと思ひますが、先に出しておいて、すぐ後の利用が決まったらいいけれども、やはり下、1階部分も8年ぐらい利用が決まっていなひ。

また、上にもぎやかに今、人の動きもあり、観光バス等が来たときもカラーコーン等を置いて準備もしてくれ、受入れが非常に、四季菜館、さくら市と連携できて、うまくいっておると思ひますが、やはり県の保健センター等のほうへ行くと、朝とかバス等のカラ

ーコーンを置いたりとかいろんなことが、バスの駐車場確保等、難しくなってくるんじゃないか。

また、すぐに入らんのにもう人の出入りがなくなったら、やはり本山観光協会も休止状態であり、観光協議会も一番窓口に受入れのところからいなくなって、どこへ行ったか分からなくなったみたいになることは非常に本山町、本町だけでなく、嶺北観光にとっても大きなマイナスじゃないかと思われそうですが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁させていただきます。

現状では、まだこういう方向性で進めていくということが決まっておきませんので、確定した答弁はできませんけれども、やはり観光協議会が空いたら、あまり時間を置かずに次の地域の活性化へ向けた、何とか施設に取り戻すようにはしなければならないとは考えておるところであります。

なお、観光協議会が別のところに移るに当たりましては、やはり今後、本山さくら市が運用しておりますけれども、そことの連携ももう少し、隣の施設でありますあの建物との連携を図れるように、相乗効果を生み出すような流れにしたいという思いは持っております、そのような形につなげるような仕組みといいますか、どのような団体に入っていたら、そういうような動きがスムーズにいくかという観点からも検討を進めたいというふうに考えておるところでありますので、そのあたり、今後、精力的に取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）さくら市との連携ということですが、さくら市はこめのみみのところもあり活動というか、動いていない状態。それで今度、四季菜館の2階の観光協議会が出て空いてくる。また、前の保健センターが防災用品等の倉庫みたいな状態になっておる。

これら三つのところをやはり一体的に整備し、保健センターなんかの今、倉庫状態のところもやはり事務所かテナント等、いろいろ活用できる方向に持って行って、一体的な整備構想とかを持っておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）今のところ、一体的な計画的なものは持っておりません。それぞれの施設がそれぞれの目的を持って、国・県の補助金等を頂いて任せておるという状況であります。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）それぞれ目的を持っておるということは分かりますが、なかなか産業振興センターも目的どおり動いておらるので、やはりこれを一日も早く軌道に乗せて、目的どおりに動かすということをやっていかなと、目的どおり、目的どおりといって休止

状態で置いておくのはいかがなものかと思われますので、やはり町民の方全体の財産なので、有効活用せんといかんと思います。

続きまして、⑥として、今の吉野川のふれあい広場前の河川整備についてですが、河川整備工事により幅の広い堤防ができて、非常に散歩等もよく、見晴らしもよくなっているんじゃないかと思われますが、さくら市前水路のところへ、水路の流れで堤防が切れて、少し土で盛って両方来られないようにしてありますが、あそこも管とか何か埋めて、通れるようにすると非常に利便性がいいんじゃないかと思われます。

今だったら、本当は低い車止めみたいな感じでやっておるので、夜等、歩いておったら非常に危険なんじゃないかと思われます。今後の整備計画と、やはりあの状態で置くならば、前向いて、水路の崖になったほうへ進入していかないような転落柵等を設置すべきじゃないかと思います。

また、ブロックの前のほうも、堤防道路のほうののり面とか斜面があるところ、下が空洞、崖気味になっておるので、分からんと歩いておって崩れた場合には非常に災害等、危険な状況と思われますが、今後の整備計画と整備した後の安全対策等、どのようにやるのか県等の計画等を伺っておるのか、町としての対応等もお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） 8番、大石議員の吉野川ふれあい広場前の整備についてお答えしたいと思います。

まず、この区間ですけれども、河川区域というのをまず認識していただきたいということで、やっぱり河川区域ということで河川管理のところでの管理区間ということを確認していただきたいと思います。その上で、県の本山事務所のほうから一定の回答をいただいておりますので、そのところを踏まえてお答えさせていただきたいと思います。

現在、堤防のように見えている箇所につきましては、県に確認したところ、吉野川の浚せつ工事に伴い発生した土砂を残置しているものであると説明を受けております。この浚せつ道の大部分は砂で構成されており、出水時に下流池に供給されることを考慮して現在、河川状況を踏まえて残置しているものであると伺っております。

上下流、本山役場からの下流域全体について、その土砂については一定の供給が、ダム直下からの供給がないということで土砂を置いた状態ということになっております。

先ほど言いましたさくら市のところなんです、安全面につきましては、河川区域は自由使用が原則であると伺っております。立入りを禁止にしていないことから、利用される際には十分注意していただく必要があるというようなことを回答をいただいております。

今後の計画につきましては、高知県において吉野川河川整備計画に基づき、地域住民の憩いの場としての魅力ある河川空間として整備を検討していただくものと伺っております。町としましても地域の皆様のご意見を県にお伝えしながら、河川管理者である高知県と連携し、河川整備計画に沿った取組が進められるよう協力してまいりたいと思います。

なお、先ほど言いました安全対策のところなんです、河川区間ではありますが、一定

何かできないかというのは一度、土木事務所の河川のほうへ共有させていただいて、検討できないかというのは自分のほうからまた話をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん）堤防のように止めておいて、大雨等で流していくということは分かりますが、今、さくら市と四季菜館の間の水路もやはり堤防道路みたいのを造ってあったのを掘り切っているんで、非常に人工的に危険な状態になっておる。

また、ブロックの前なんかも下がえぐれて、上から見たらやはり足元がえぐれておるのが分かりにくい。非常に人工的に危険な状態をつくったようになっておるので、やはり進入禁止といっても何でもないないので、やはり安全注意の喚起等をしておいてやらんと、気がつかんかったら散歩等にいいコースというか、歩きやすいくができたねと思って、川側のほうとか寄っていくと仕込まれた段差のほうへ、崩落というか、巻き込まれる可能性もある。せっかくの河川工事がやはり町民の方とか観光に来た人の危険性を増すような状態は非常によくないと思うので、県と相談して、早急に安全の表示とか何か対策を急ぐ必要があり、やるべきと思います。

また、河川のほうへ消防車等が水等、水利で取りに下っていたところも今、石等でなかなか川まで行きにくい状態と思われませんが、そこなんかは川のほうまで舗装等をして、やはり非常時の水の確保等、使えるようにはできないのか県等に相談できないのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） ご指摘いただいたところは先ほど言いましたように河川区域なので自由に使えるということでもあります。ただ、言われるような夜間とかそういったときに危険度があるということはお伝えして、協議というか、情報提供した上で対策はできないかとお伝えしていきたいと思います。

舗装というか、そういったところも河川区域なので、占用許可とかそういうところになってしまうので、なかなか難しいところでもあります。ただ、今後の計画として護岸整備というような計画も聞いておりますので、その中で一定情報共有をしながら、町のできるというか、こういったことをやってもらいたいということはお伝えしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん）危険な状態はやっぱり掲示板等で何か所か置いて、歩く等、散歩時は注意、十分気をつけてとか、あと消防車等が入るような、やはり火災等のときに非常に大量の水等が要る場合には大事なんだけれども、そういうところはやはり進入路等を協議して造るべきだと思いますので、協議、相談等、大事と思われます。

続きまして、大項目 2 番、観光について。

今、日本人女性トップのトレイルランナー、隣町の岩崎さんという人がおりますが、この方が雁山等、日に二、三回と往復したりしてトレーニング、練習をして、本山で練習したけ、いい結果が出たんじゃないかとも想像されますが、新聞等に報じられていました。

本山や嶺北山岳コースでの練習や大会等の計画、実施等をしてはどうかと思います。観光面にも非常にいいつながりになるんじゃないかと思われます。ハイキングコースや登山道、また、山道等を利用して短いコースや長いコース等をいろいろ造って、安全面も考慮し、費用もかからないような感じでやると非常に健康面にもよく、また、冬場等の観光客等の少ないときにも非常に年間を通して、交流になるんじゃないかと思われます。

トレイルランや自転車等のマウンテンバイクのコース等も一緒に合わせて、いろいろ本町の強みである山や川を利用して、観光等につくり上げていくのは非常に地域資源の有効活用、また、健康増進につながるんじゃないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 8番、大石議員の観光についてという中で、通告をいただいておったのはトレイルランニングの大会の計画、実施をしたらどうかというふうに伺ってありましたので、それに対しまして答弁させていただきたいというふうに思います。

私も地元新聞に掲載されているのを見て、すばらしいなというふうに思いましたし、本当にすごいなと感心したことでございました。また、嶺北地域にはこうした選手がいること、本当に誇らしくも思ったところでございます。

嶺北地域では森林が多くて急峻な地形ということもありますので、トレイルランニングに適した練習コースがあるということは、新聞に出られていた選手の方とも言われておりましたけれども、いろんなところでそういった訓練も練習もされてきていたようにお伺いしました。

大会の開催をしたらどうかというご質問でございましたので、本町では37回というふうに回を重ねてまいりましたが、高知・本山汗見川清流マラソン大会というのが7月の最終日曜日に、本年度も予定はしておりますけれども、この大会は地元のランニングの愛好者の皆様、それから汗見川の清流を守り続けてこられた地元の皆様、そういった皆様が連携して、ここでマラソン大会をやったらどうかということで始まったという、これは手づくりの大会でございました。

この大会には実行委員会を立ち上げまして、地元の皆様や各種関係機関や団体、それからボランティアの皆様、そういった方々にこの大会を支えてきていただいております。

私は、各種スポーツ大会はこうした関係者の熱意や多くの支援などがないと開催できないだろうというふうに思っております。そうした機運が盛り上がったとき、それからそういった関係者の皆さんがこれをやろうと、自分がつくってやろうという、そういった機運が盛り上がったときに各種、そういったイベントが実施をできるんじゃないかというふうに思っております。即、こういったすばらしいランナーがいるから大会を開いたらどう

かというのは、大会開催までにはなかなか大変なクリアしていかななくてはならないことがあるんじゃないかというふうには私は考えます。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 雁山等の周回コースとか、最初は短いコース等から始めたり、いきなり大きい大会とかは目指さないでも、やはり最初は短いコースとかいろんなコース等を見ておいて、安全面とか運営の人とも調整してもらって楽しんでいける。非常にいいところがいっぱいあると思います。

城山等も上、今、作業道止まったりもするので、今、冬場は星を見たりとか、高い山の登山はやっぱり雪等もあったりして、なかなか行けないようなこともあるので、川等もやっぱり冬は寒くて、吉野川とか汗見川、行川等も入っていきにくい状態と思うので、サイクリングとかミニトレイルランとか始めていくと、だんだん応援等のスタッフも集まってくるんじゃないかと思われるので、せっかくある自然を取り込んでいって、交流人口も増える、自然に触れ合ってもらえる、また、交流により地域の広がり、経済の活性化にもつながっていく。

いろんな取組をして本町の活性化につなげていく。いろんな交流人口が増えて、人とつながりがあると、本町の経済、お土産とかいろいろ宿泊等、いろんな面にもいい波及効果がいっぱい出るんじゃないかと思いますが、いきなり大きいことをしようとするとなかなか難しいので、ミニトレイルランのことを一月か二月、三月に1回ぐらい、ちょこちょこ開けるとか冬場にやってみるとか、いろいろ創意工夫してやることが大事じゃないかと思いますが、本町は人もおらん、いろいろ手づくりでやらないかんとか言いよったら、なかなか何もかも前へ進んでいきにくい。大きい人口のおる町と違って、本町なりのできる範囲で一歩踏み出してやっていくことが大切じゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 内容が大きいというような質問をされていますが、通告には入っていないものですから、執行部のほうも準備ができていない部分もあるかも分かりませんが、今聞いた範囲で、答えられる範囲だけ答えていただいたらと思います。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えいたします。

本山町にある資源を活用するというのは非常に大事なことだろうというふうに思います。6 月、今週末には、この日曜日にはカヌーのスラロームとワイルドウォーターの大会が寺家カヌー場で開催されるようになっておりますし、それはゲートを張るのにカヌー関係者が前日から入って、ゲート設置、それから当日はゲート審判をし、計測もし、そういったスタッフのご尽力があって、この大会が開催できています。

あと7月にももう一度、全国スポーツ大会、昔は国体と言っていましたけれども、今は名前が変わっておると思いますけれども、その四国のブロックの予選も兼ねた大会もあり、そういったときにも前日から入って、ゲートを設置して、15ゲートだったかな、設置して、なかなか大変なんですけれども、設置し、それから当日はいろんな方々に応援し

ていただいて、ゲート審判をしてもらっておると。

そういう形で、清流マラソンも先ほどのような形でやっていると、本当の大きかりでスタッフも膨大な数でございますけれども、そういった皆様に支えられてこの地域の資源を活用したそういうイベントが開催できております。

そういったことで、小さなことからというふうに言われますけれども、その小さなやり始めを皆さんと一緒に、やはりこれをやろうというふうに生まれた熱意を持って、それを実現していくと、それは社会体育であつたり、そういうこともありますけれども、そういうところで、そういう思いがあるんなら実現していこうというふうに行政として、社会体育としてもそういったことにつなげていくということも当然あるかと思いますが、非常に大事だというふうに思います。

そういったことで、ぜひ大石議員が先頭になって、やったらいいと思つたら、そう思つた方が熱意を持って、そういう旗を振っていただくと、そこにみんなが集まって、それはいいねと、一緒にやるわというふうにスタッフができて、そういう大会は生まれてきたと。清流マラソンなんかは特にそういう形で生まれてきたということでございますので、ぜひそういう形で嶺北の、本山の自然とかそういうのも活用してやるということは非常に大事だと、提案は非常に大事だというふうに私も受け止めました。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） クライミングがあつたり、真夏の清流マラソンだったり、非常にやっぱりスタッフの人も育つ。また、交流人口、本町へも全国から来てもらえる、非常にいい効果が出ておると思います。

続きまして、各公共公園等にも桜とシャクナゲとツツジ等、季節に合った花が咲いて非常によいと思いますが、その中でも区画等も区切つたりして、梅や桃、柿、栗、椎は自然に、あまり実はあつておりませんけれども、椎の実等も落ちて拾うて、植えておいてもよいのではないかと思います。

花も咲き、また収穫体験イベントや福祉施設への配布、自家用への加工等もでき、楽しめる公園ゾーンができるのではないかと思います。また、何かの非常時等にはそんなのも収穫、食べたりしてもいいんじゃないか。公共公園等によると、いろいろ果樹、果物等、加工等してイベント等に配布したりとかやってもらえるので、花が済んだ後にも実の収穫体験とかいろいろ取組ができるのではないかと。

やはり公園へ行つて楽しめる。今のところ、本町等にはクマ等も来んので大丈夫じゃないかとも思われますが、なかなか管理、公園の果樹の管理等も動いていたら、ほかの果樹農家等への波及効果もできてき、相乗効果があつて非常にいいんじゃないかと思われすが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 8 番、大石議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

現在、本町が管理しております町有公園につきましては、本町のシンボルである桜を中心にシャクナゲやミツバツツジ等、春の季節を中心に花を楽しめて、自然と触れ合える公園として町内外から観光客が訪問されております。

また、現在進行しております南山、城山の森公園整備計画では、現在の杉、ヒノキを中心とした人工林から花や紅葉等の観賞が楽しめる自然公園への樹種転換を目指して、現在整備が進められておるところであります。

なお、今回、大石議員からは梅、桃、柿、栗などの果樹を植えて、観光体験ができる、そのような活用をしてみてもどうかとのご提案を受けたところでございますが、この取組を通じまして、収穫イベント等を通じて、体験交流が広がるとの観光面での効果は認められるというふうに考えておりますが、果樹生育時の肥培管理等の負担の問題や住宅地に近い公園が多いということで、果樹に集まってくる有害鳥獣被害等の別の問題が懸念されていることがございますので、現状ではなかなか対応が難しいというふうに見解を持っております。

以上、答弁でございます。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○ 8 番（大石教政さん） 有害鳥獣等も来にくい果樹と、栗とか、あまり実が熟さないような感じとかいろいろ……今、花なんかでもやっぱり蜜を吸いに蜂等も来ますし、何かいろいろ工夫して、年中楽しめるというか、春は花が咲いて、秋は栗拾い体験じゃないけれども、いろいろできる。やはり町民の方、町内外の方が楽しめるようなイベント等にもつなげられるんじゃないかと思われます。

やはり構わないようなところはゾーンを区切って、南山の上のほうへするとか、雁山ら辺の町有地の辺にちょこっと植える、城山の構わん辺にちょこっと植えておくとか、いろいろ創意工夫にもよってできるんじゃないかと思われますが、本山といたら花も楽しめる、季節によったらいろいろお楽しみ、収穫祭があるんでよみtainな感じで、やはり花が咲く時期はどこも桜とかいろいろいっぱいあります。

本町の桜が咲く前にツツジ等も非常にきれいですが、それをオールシーズンとは言わないですけども、2 シーズンぐらいでも楽しめるような取組をしたらいいんじゃないかと思いますが、いろんな地域でいっぱい果樹公園とかやっているところもあります。

ブドウだの植えたりとか、全国で取組がいっぱいあるので本町も公園をもう少し生かす。冬、なかなか花も何にもなかったら、寒うて妙に行きにくいね、もっと足を運びやすいようにイベント等も打てるような感じでやってはどうか、今一度お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 質問者からの熱い思いがずっと伝わっておりますけれども、12 時になりますが、この質問が終わるまで続けさせていただきます。

それでは、先ほどの思い、質問に対して答弁を求めます。

できないことはできないとはっきり言わんと、できそうなことを言いもって、期待を持たせたらいいかので、町としての考え方はしっかりと述べてください。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）大石議員の熱い思いも酌み入れて何とかしたいということを今、頭を張り巡らしておりますが、やはり公園の管理の部分で、先ほど言った住宅に近いという場所では逆に住民に迷惑をかけること、事象も考えられるということではなかなか難しい面がありますが、例えば遊休農地の耕作放棄地なんかを活用して、果樹に転換するというのは実際、事業の中で今後展開していこうというような計画を持っておりますので、そういう中で果樹園みたいな形で、観光面でも貢献できるような事業ができるんじゃないかということもございますので、また、全体的なところで考えていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）クマ等が出るようなところでは本当、家の庭の柿の木も切ったりとか非常に苦勞されておる。四国におけるクマはそれほど狂暴化していないようではあるのですが、この辺にはクマは出てこないけれども、サル等も出てくるので、サル、イノシシ、シカ等も出るので、有害鳥獣対策等もしてもらって、シチバチ、クマンバチ等も来ても非常に危ないので、今、帰全山公園にはモンベルのほうによりシチバチというか、蜂の捕獲用のベッドを置いて安全対策につなげておるようなので、できるだけやっぱりいろんな取組も研究しながら、先行事例なんかも参考にしながら、果樹、園芸を本町でも盛り上げていく。

去年なんかは柿も豊作になり過ぎて、みんなよう取らんと落として、柿の木で吊るし柿状態になりよったので、そういうのも非常にもったいないので、やっぱり収穫体験とか、果樹等、豊作になったときに果樹のもぎ手の応援隊みたいな感じも組織してもらってやると非常に、せっかくなかった柿等、果樹も喜ぶんじゃないかと思うので、そういう取組もやっていくのは大事だと思います。

大石教政、これで全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これもちまして、8番、大石教政さんの一般質問を終わります。

それでは、1時まで休憩とします。

休憩 12:03

再開 13:00

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、永野栄一さんの一般質問を許します。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）3番、永野栄一、議長より発言のお許しをいただきましたので、

ただいまから一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

今任期において、最後の質問となりますが、梅雨でもあるんですけれども、今日は晴れやかな天気になっていますので、質問のほうも軽やかに3問ほど質問をさせていただきたいと思います。

1問目は、行政報告について、2番目が、私が選んだ過去の検討課題等について、それから3問目が、観光資源の有効活用について質問をさせていただきます。

さて、県ではいわゆる人口減対策と、それから3S、同僚議員も言っていましたけれども、賢い、縮小というような施策、いわゆるアクセルと、それからブレーキを踏んだような施策をやっているんじゃないかと私は思っているんですけれども、この最後、縮小というのは、あくまでも住民にとっては、やはり住民サービスがカットされるというイメージ、中2階の県とか国では、やっぱり費用対効果ということで、地方の行政はかなり制限が加えられるような印象を私は持っております。

私たち、本山町に住んでいる住民にとっては、やはりそういったものは受け入れられないというか、やはり今までと同じような、あるいは今まで以上な住民サービスを必要としている中山間地域の住民じゃないかと思っています。したがって、住民と向かい合っている本山町、行政も議会もそうですけれども、やはり住民側に立ったサービスというものを確保していく必要があるんじゃないかと思われま。

そういう意味で、本山町を守る、ふるさとを守るという気概が強く持っていかなければならないんじゃないかと、そういった意味も加えまして、今回は人口減による費用対効果の名の下に、いろんなサービスが低下させる危惧があるということを踏まえて、今回の人口減対策を中心に三つの質問をさせていただきたいと思います。

まず、1問目ですが、行政報告についてということで、高知新聞に今載っておりますけれども、2025年の国勢調査では、高知県は64万3,437人、本山町では3,022人であるということが発表されました。こういった状況を見ると、過疎化はどんどん進んでいると、人口減になっているということでもあります。

そこで、町長が初日6月2日に行政報告を述べられましたけれども、人口減対策の一策として、ふるさと応援サポーター制度による関係人口の拡大につなげていくということを表明されております。本町の人口減や産業促進等に対する課題解決のこの施策に対しての期待目標と、それを実現されるための具体策をまず、お聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 3番、永野議員の一般質問にお答えをいたします。

行政報告でふるさと応援サポーターについて報告をさせていただきました。ふるさとを離れても、ふるさと本山を思い、応援してくださる方々が本山町はたくさんいると、この間、いろんな形で本山町を支援をしてくださっております。また、本山町出身でなくても、本山町を応援したいと、以前本山町で仕事をしていたことがあるとかということで、そういったことでお力添えをいただいている方なんかもおります。

こうした皆様には、本当にいろんな形で支援をいただいております。本町のパンフレットを活用して、本町の情報発信などを積極的にしていただいたり、企業版ふるさと納税をしていただいたり、本町で行うイベントなどにスタッフとして関わっていただいたりと、様々な形で本町に関わりを持っていただいておりますというところでございます。

そうしたときに、あるとき2年ぐらい前でしたか、パンフレットなんかを活用して、ホテルに置いてくれたり、県外のホテルへ置いてくれたりとか、道の駅とか置いてくれたりしていた方がこういうふうに言われたと、どうしてあなたが本山町を応援しているのと不思議がられたというふうに話がありました。

私はそのときに、なるほどなと、全然、県外の方ですので、県外の方なのに高知県の本山町という自治体をなぜ応援しているのというふうに聞かれたと、そのときには多分、本山町、過去に仕事をしていたことがあったのでとかいうお答えをしたんだろうと思いますけれども、そのとき私はそうしたときに、実は私は本山町のふるさと応援サポーターをしているのだと言えるように、そういう仕組みをつくらなきゃならないんじゃないかなというふうに考えたところです。

人口が減少している中で、様々な形で本山町のまちづくりに関わっていただける。そうした仕組みづくりとして、私はふるさと応援サポーター制度を考えているところでございます。人口減少、関係人口につなげ、それが移住定住につながるということも場合によってはあろうかと思いますが、今回、そういう形で、いろんな形で本山町に関わりを持っていただくと、人口が減少している中で、いろんなイベントなんかの運営なんかも厳しくなっている中で応援するよということで、スタッフに加わっていただいたり、いろんな形で、そういう方々が本山町に関わりを持ってくれていますので、その方が本山町の人口減少のいわゆる減少対策としては、いろんな形で関わってくれますけれども、人口減少を歯止めをかけて本山町に移住定住してくれるというところまでつながればいいんですけれども、そういうことを目的として今回、このふるさと応援サポーター制度をつくった。

そういう思いも若干はありますけれども、やはり、本山町と関わりを持ってくださる方々がたくさんいるので、そういった方にきちっと本山を応援しているサポーターという形を制度としてつくっておきたいというふうに考えたところでございます。

ちょっと答弁がずれておるかもしれませんが、私はこのふるさと応援サポーター制度については、そういう思いで制度をつくらうということで、みんなで話し合っこの制度をつくって、今後、近いうちから運用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）ふるさと応援サポーターの趣旨は分かりました。

しかしながら、いわゆる本山町を応援するふるさと納税だとか、パンフレットを配って本山町はこんないいところだよといって、行くきっかけをつくっていただけるというところまでは了解ですが、それをいわゆるパンフレットをあげた人というかもらった人が、本

山町に興味を持って本山町にちょっと行ってみたいとか、そういうところまでつなげないと、やはり単なる本山の魅力がそこで止まってしまうというか、広く魅力をまた町外の人にアピールすることができない。

そこで来ていただけるということになれば、それこそ関係人口の拡大にもつながるし、最終目標である移住にもつながると思うんです。だから、あくまでもそういうツールをつくったというところまではあれですけれども、やはりもうちょっと踏み込んだ経済効果とか、人口減対策の一つの施策として捉えて、今後はいろんなメニューとか、それから、このサポーターに対する本山町ではこういう事業をやっているから、サポーターについても当然来ていただく、PRもせないかんですけれども、やはりそういったもうちょっと積極的な施策を打ち出して、このふるさと応援サポーターを有効に使っていただきたいと思うんですけれども、今の町長のお考えでは、応援してくれている人に対する支援だけというか、パンフレットとか、ふるさと納税という期待だけでは少し効果がちょっと薄いんじゃないかなと、もうちょっと前に行くべきじゃないかと思うんですが、再度、町長の所見を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

この制度をツールとしてと、やはり経済効果、最終的にはそういう移住や定住と、それから場合によっては、関係人口ということでは二拠点居住とか、そういったこともあろうかと思いますが、確かにパンフレットなんかを活用したというところ、県外、愛媛県の方でしたけれども、愛媛県のホテルの役員をやられている方でしたけれども、チェーン店でしたので、高知なんかにも置いてくれていますけれども、なかなかそれが半年に一度くらいパンフレット構わない範囲でお願いしているんですけれども、どうだろうね、これをパンフレットを見たことによって、本山町に人が増えたのかねというふうにその方も話されていましたけれども、なかなかそれがあつたからこれぐらいの交流人口、来場者も増えたというところが、手元では私、当然なかなかそれを調査するというのは難しいところありますので、そういう形で持っておりますけれども、少なくとも、そういう本山町にパンフレット、ホテルへ泊まれた方が手に取って、本山町こういう活動しているんだとかいうことで、少し足延ばしてみるかということで、そういう交流人口の拡大に私は生かされてきたというふうに思っております。

それから、先ほど言われました企業のふるさと納税とか、それから、高知大学の学生なんかは本山町で行うイベントと一緒に、学生、教職員の方も含めてですけれども、一緒に取り組んでくれているとかいうことがございますし、そういう形で、いろんな形で本山町を元気にする一つのツールという言葉がありましたけれども、にはなっておるのではないかなと。

それがどこまで経済効果につなげて、やはりそういうふうにつなげていかなくちやならないと私も思いますけれども、この制度を使って、いろんな方にサポーターになってくれ

と、あと拡大していくというのとはまた違うと思ひまして、それは最初に質問をされました、すみません、ふるさと住民登録制度、そういったところではぜひこういう応援サポーターの方に仲介になってもらって、そういった制度で本山町に登録してもらえようような動きにつながっていけばいいんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

目的としては、やはりこういう制度を使って経済効果にもつながったり、本山町に関心を持ってもらって、本山町に移住してもらったり、お試し住宅を使って来てみようかとかいうことにつながったり、それを受けて移住定住につながったり、やはりそういうことにこの制度が少しでもつながればいいなというふうには考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 分かりました。

何か同僚議員のときの質問で、現在ふるさと応援サポーター 2 名って言われたのはこれではなかったですか。要はサポーター制度で、人数設定はできないかもしれませんが、できるだけ多くの人に協力していただいたほうが効果が大きくなるというような意味では、やはりこういったものでも、例えば厳選してかどうか分からないんだけど、10 名か 20 名程度とか、何かそういう目標を持った町長が営業マンではないですけども、そういったある程度の目標を設定して、自分にもプレッシャーをかけるみたいな形ですかね。

できる人はサポーターになってくださいというのではなくて、もう少し積極的な行動を起こすためにも、ある程度設定すべきではないかなと思うんですが、人数ですよ、なれる人はなるという意味ではなくて、できるだけ多くの人になっていただくというような P R の仕方もあるんじゃないかと思いますが、町長、今後このふるさと応援サポーターに対する先ほど期待値を聞いたんですけれども、そういうことを述べられていませんでしたので、これは有効だとやってみないと分からない、やってみなはれですよ。

だから、やってみるためには、やはりもう少し積極的な行動が必要だと思うんですが、その辺の所見はどうですか。お聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

人数についてはちょっと今、これ何人にしようとかいうふうには思っておりません。幅広くお願いできればというふうに思っております。県なんかでも観光大使ですかね、特使ですかねとかいろいろそういう形で、ほかの市町村、自治体でも応援大使とか観光大使とかいう制度をつくられているところあるかと思いますけれども、そういったものと私は同様の内容だというふうに思っておりますけれども、そういった皆様をお願いしていくと。

人数は多ければ多いほどいいとは思いますが、ここで何人にしようという目標値までは、私、今の現状では持ち合わせていないと言ひ方おかしいですけども、多くの方に本山町と関係を持ていただきたいという思いまで、今のところ答弁をさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 分かりました。

せっかくつくろうとしている制度ですので、実効性のあるような事業としていただきたいと思います。

次に本山町教育施設運営等検討委員会、同僚議員が質問していましたが、答申が出たようですので、この実現をするためにどういうふうなスケジュールというか、今後の予定、答申に対する判断も含めて今後どのようにしていくのかというスケジュールについて説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 大原文学館について、委員会から答申をいただきました。

今後の予定として、取組を進めていくために、まず、大原富枝文学館の活用を検討するに当たり、耐震補強を具体的に検討するということで、それに当たりまして、大原富枝文学館の耐震に関する調査について専門事業者に委託を行いまして、耐震補強が可能であるか、可能であればどのような耐震補強をするのかなど、耐震調査の具体的な方法や調査に係る費用、実施に係る課題等について整理を進めていきたい。その専門家に委託をして整理をまずしていきたいというふうに考えております。

その耐震化調査を含めた課題整理を行いまして、建物の保存、あるいは活用について、どういうふうに進めていくのか協議・計画をしていきたいというふうに思っています。そして、できれば方針を決めていきたいというふうに予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 検討委員会の期限が来年の 3 月 31 日までになっていると思いますが、こういった今言われた耐震化の調査の結果を踏まえて、当然、委員会のほうに返さなきゃならないだろうと思います。

それで、いろんな予算の面もあると思いますので、そういった総合的な教育委員会から町長に検討委員会の答申がこうだったですよというのは今返ってきているわけですから、町長は総合的に判断をして、こういうふうにしたいというのを、やはり検討委員会でもう一度返して、どういうんですかね、検討委員会というのは全体の住民の意見ではないかもしれませんが、もしたら、住民の意見として捉えるのであれば説明責任もあるんだろうと思いますが、そういったことはなされるのかどうかについて再度質問をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 検討委員会、本山町教育施設運営等検討委員会、本当に皆様いろんな検討を加えていただいたとありがたく思っております。

そういう中で、やはり本山町としてこういうふうにしたいと考えているんだということ、方向性が決まれば、この検討委員会も先ほど議員から言われたとおりの期間がございます

ので、やはり答申と少しずれたりしたら考え方を話して、こういうふうに考えているんだということについて、この委員会も説明をする機会を持ちたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 分かりました。

ぜひそういうふうな対応をしていただきたいと思います。

それで、ちょっと今回の答申では大原富枝文学館さくら図書室、出土民具等を展示して収蔵を含む施設を集約した複合施設の整備という点が一つと、二つ目が複合施設整備場所は、現本山町中央公民館敷地及び旧本山町役場跡地とすることが2 番目ですね。3 番目が現大原富枝文学館の建物は歴史的建造物として保存することというふうになっています。

ここで、まず一つ目ですけれども、いわゆる複合施設にするときに、さくら図書室ですよ、さくら図書室のまま複合施設の中に入れるというような答申になっていますけれども、この図書室充実のために、図書館としての機能を持って複合施設に入れるというような検討会はしなかったかどうかについてお尋ねします。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 今回の答申に当たりましては、現在の施設をということでしたので、さくら図書室という名前ですので、今回の答申ではさくら図書室ということで、それを含めた複合施設ということで答申がされています。

ただ、図書室等機能充実といいますか、図書館とどちらかの検討をして、住民の利便性も含めて、メリット、デメリットに対してこちらでということになれば、その時点で図書館、あるいはそのままであれば図書室という判断をしていきたいというふうには思っておりますが、現在、担当のほうにおいて、具体的に対比できるものをこれまでも若干お話をさせていただきましたが、対比するように作業を進めているところです。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん） 住民の方の中に図書館機能のほうが、やはりこれからの住民サービスといいますか、購読するのにも便利だし、幅広い書物が読めるというような意見がありますので、ぜひどうするかはそれは今後の課題だとは思いますが、少なくとも課題に乗せて検討すべきではないかと。

教育委員会だけの考えじゃなくて、やはり住民の声も聞きながら、やはりせっかく総合施設といいますか、複合施設にするわけですから、いろんなスペースの問題も出てくるだろうし、いろんな問題が出てくると思いますので、ぜひ図書館機能の充実という点について、どのようにしていくかということも検討委員会でやはり検討していく必要があるんじゃないかと思いますので、ぜひ実行していただきたいと思います。

それともう一つなんですが、この検討委員会においては、大原富枝文学館の内部を使って活用をしてくださいという答申にはなっていて、先ほど午前中の同僚議員も質問されて

いましたけれども、内部を活用するというのは、町長の思いでやりたいというような印象を受けました。

そこで、行政報告の中にも、これ読みますと、建物の形状は簡易裁判所の最初期から昭和30年以内に建てられた共通した意匠的特徴を有しており、裁判所が持つ権威や空間的意味を建築的に表現した簡易裁判所の思想を伝えるものとして重要な歴史的建造物であると評価されていますと述べられています。

そこで、歴史的建造物というのは、ちょっと調べてみますと、歴史的・文化的価値があり、地域の景観や文化を象徴する建物の建造物であることというふうに記されていました。景観というのは外ですよ、見た目。見た目でこの建造物指定をするのは国または地方公共団体になっていますので、多分今の段階では、町長というか本山町が建造物として指定をするということになろうとは思いますが、そこですよ。

これから耐震化調査をして、どのような耐震方法があるかって調べないかんですけれども、基本的に外、例えば学校でやっている耐震化、外側に補強を入れてやるやつ、あれは内部でも壁の中で見た目は全然分からないけれども、中で耐震化している。あるいは鉄骨なんかでも見えるところで耐震化補強しているといういろんな方法があると思います。

そこで、特に今言ったように、景観というのはあって特に外付けの耐震化をやった場合に、これは歴史的建造物と認めるのかどうかというのは、今これから研究しないと分からないかもしれませんが、私はそういう外を隠した状態の耐震補強をした場合は、そういう建造物には相当しないんじゃないかなと思うんですけれども、現在の町長のお考えを、耐震補強をした場合に歴史的建造物だと認めることができるんかなという所見について、ちょっと取りあえずお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

この簡易裁判所は先ほどご紹介もありましたけれども、戦後、日本国憲法が公布されて、そのうち昭和22年に裁判所法が公布され司法制度が成立されたという中で、全国的に簡易裁判所が設置されたと、高知県では8か所が設置されたというふうに伺っております。建設年月日は先ほど言われたとおりでございます。昭和63年に4か所が廃止されたという中で、大原富枝文学館として大原先生なんかも見ていただいて、これ、なかなかそういう意匠的なんでしょうか、そのとき気に入っていただいて、これを文学館として活用させてもらおうと。

やはり意匠的なものということでは、外観もあれば内観ですね。内部もあろうかと思いますが、やはり文学館にしたときに内側はかなり当然触っていますので、そういう意味での歴史的な意匠というんですか、は失われている部分はあるんじゃないかなと。

私も開始前に入ったことございますけれども、照明であつたり、それから法廷は入って左手ですか、法廷はこれがお金かけて、やはりそういう裁判所としての権威を示すという意味でもあつたんでしょうか、お金がかかっていたんだなと思いましたし、右手は事務所の

ほうでしたので、そういう差があったなというふうに思っていますけれども、文学館として改修した際には、やはりそういうところは少し形を残していない部分はあろうかと思います。

ただ、外から見ると、これは高知高専の先生に見ていただいたんですけれども、この造りは全国的にある簡易裁判所、いろんな似たような造りがあるんですけれども、本当に昭和30年でしたか、以前の建てられた簡易裁判所としての意匠を残しているものだと。

全国的にも、そのときもちょっと全国的なことを調べていなかったもので、これがどれぐらい残っておるのかということについてまでは把握できておりませんけれども、やはりあまり残っていないのではないかと。これは推論でありますので、確かなものではございませんけれども、これはそういう意味では、この歴史的な建造物であるというふうに評価をいただいたところでございます。

そういう意味で、耐震工事で外も筋が入れて、壁剥いでしもうてやってしまうんだったら、これはもうそういう歴史的な意匠といいますか、そういうものが残らないと思いますので、そういうことまでして改修するのであれば、もう正直なところ、建て替えたほうが費用的にも考えても必要じゃないかと。

だから、そういった外観を含めて意匠を残しながら、やはりあんまりお金をかけるという、どれぐらいのお金がいるか、実際耐震ができるかどうかということもありますし、耐震するのであればどういうふうな耐震をできるのかと。それはもう、やはり大きな費用かけてやるということには、昨日の一般質問にも論議もありましたけれども、そこまではなかなか難しいんじゃないかと思っておりますけれども、有利な財源なんかも考えながら、安全性とかそういったものを踏まえて、この建物を残していけるようなことを検討したいと。

これは耐震補強ができるのかどうかからまず入らないと、これはもう難しいよと。昭和27年に完成したもので、もう70数年が経過している中で、これはなかなか難しいということになればまた、これは皆様にもご報告もさせてもろうて今後のことも検討せにやいけませんけれども、見ていただいて、耐震できるだろうと、するんならこういう方法がいいんじゃないかということがありましたら、また、これは改めて議会のほうにもご説明のほうさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）分かりました。

それで、先ほどの質問に戻るんですけれども、教育長、この調査ですね、耐震化調査、いつ頃までに終わらせたいかと、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）今議会で提案をさせていただいておりますが、専門事業者による専門的な課題等の整理をしていただく、そういったこの報告書としてまとめていただいて、それを検討していくということで、できればちょっと結果が出ていませんが、それが

結果が出れば、可能であれば来年度において設計費を組むとか、準備の予算を組むとか、来年度予算に間に合うようなスケジュールではやっていきたいと思っております。

ただ、今回の診断といいますか、専門家の調査、その内容で判断をしていきたいというふうに思っておりますので、それにつきましては、早期に契約をして準備に取りかかっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）検討委員会が来年の3月31日までということですので、最初の質問に戻りますけれども、やはりそのところに町長の判断というか説明をされるということであれば、調査と耐震方法については、いわゆる今年中というかぐらいに決めておかないと、やはりそういった検討委員会での説明資料にならないので、そういったことは早めに、来年度とは言わず、今年中ぐらいにめどをつけて判断をする資料をつくっておくべきじゃないかと思います。

ということで、次を……

○議長（岩本誠生さん）次へ進んでください。

ということで、次、2問目に移ります。

先ほども申しましたように、これは私の検討課題ということなのですが、過去の検討課題等についてということで、町長のお考えと進捗状況をこれからお伺いしたいと思います。

これも二度、三度、あるいは同僚議員も質問されておりましたけれども、特定地域づくり事業協同組合の設立判断はどうなっているんだろうかという質問です。

隣の土佐町ではこの前、高知新聞によると、22事業体が入って、雇用が2名であと2名、だから4名体制にするということなんですかねということで、事業を進めているようなこともお伺いしました。それで、本山町としてはどうするのか。本山町単独でいくのか、あるいは他町村と協働していくのかというところまでの検討はもうされていると思いますので、その辺の状況と設立判断について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）3番、永野栄一議員の質問に対し、お答えをいたします。

特定地域づくり事業協同組合につきましては、昨年、事業所のほうにも意向調査を行っておりまして、複数の事業者が参加を予定をされておることから、特定地域づくり事業協同組合自体の設立については、町としては設立していく方向で考えております。

しかしながら一方で、この事務局体制につきましては、前回の3月議会でもお答えさせていただいておりますけれども、他の自治体の情報や近隣市町村の動向を踏まえまして、広域連携の可能性もしくは単独でやる可能性も踏まえて、総合的によりよい組合の在り方というところについて、検討しておるところでございます。

この間も近隣市町村の情報であるとかについては、聞き取りを担当課のほうでも行っておりますが、近隣市町村等の考えもございますので、その辺をまだ十分に調整しきれてい

ない部分がありますが、そういったところも踏まえながら、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん）今の状況は分かりました。

設立はするということで、あと単独でやるか広域でやるかということについて検討の余地があるということによろしいでしょうか。

そこで、こういったものも、先ほど人口減対策ということを述べましたけれども、やはり働く場ですね、だからこの組合で働く人と、それから企業にとってはやはり事業を継続するために、例えば季節労働者の 1 年は雇えないけれども、例えば農業者であれば田植えの時期とか収穫の時期とかいろんな忙しいのがありますし、商業についても、やはり人手が欲しいときと人手が要らないときといろいろあると思います。

町の委託事業なんかでもそうだと思うんですけれども、やはり必要なときとずっとは必要ないけれども、時期によってあると、そういったものを解消して事業体が継続していくためにも、やはりこれは大変大事な組合というか派遣事業だというふうに私は思います。

本山町に住んでいくには先ほど言ったように、生活ができないと雇用、どっか勤めてお金をもらわないと生活できないわけですので、そういった事業者がうまく経営できる。それから住民の人は雇用されてそこで収入を得るというようなことでいえば、やはり私はこういった組合は早急につくるべきでないかと思いますし、その点、今の土佐町は思い切ってやったですよ。

もともとは両方で一緒にやりましょうということだったんですけれども、今ほんで土佐町はどういう考えを持っているのかも分かりませんけれども、今までの他町村、広域ということで土佐町とか大豊町の意見も聞いていると思いますが、まだ発表できないかどうか分からないですが、感触的にはどうなんですかね。

だから、やれそうであれば広域の線を捨てずにある程度また検討ということで、どこともできるけれども、一緒にできないというのをいつまで待っても、こういう組合はできないわけですので、早く決断をして、そういった問題の解消、事業体の問題の解消を本山町としてはしていくほうが人口減対策にもなるんじゃないか、産業優先にもなるんじゃないかと思いますけれども、その決断ですよ。いつまでずっとこの件についてはもう何年たつかな、7、8 年、大方 10 年になるのかな。

かなり昔からやっていることで、この件については前にも言ったように、国会議員の議員発議できて、中谷元さんも直に説明に来てくれた事業なので、やはりそれは今まだこの辺で立ち止まっているような事業形態じゃないと思うんですけれども、そこらについてはもう少し早く決断をしていくべきじゃないかと思いますが、その辺について再度答弁求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えいたします。

決断をと。この非常にこれを運営していく組合で雇用しますので、それを運営していくためには組合員、参加してくれる企業の事業主の方々、それが非常に多くいることがまず大事であるだろうし、それから、今調査では本町では1桁台ということがありますけれども、フルであったら1年に2事業以上が必要です。そういうの組み合わせていって、そういう中で、私こういう仕事合っているなと思えば、そのような事業主の方にその方を雇用してもらおうと、将来的にですね。

そういうことにつながればいいんじゃないかなというふうに思っていますけれども、今、そういう事業者が少ない中、また午前中だけとか何か月だけとかいろいろあって、それを組み合わせて1年をつくるというのが非常に、一つの本山町だけでやるというのは、なかなか困難があるかなというふうに感じております。

ただ、広域的にやるとなるとということにしますと、土佐町さんが今、先行してスタートされていて、まだこれから課題もあって軌道に乗せる段階だというふうにお話を、私直接話を聞きまして、そういう意味でいいますと、そういう広域で一緒にやる。これはもう一次ではスタートしているものですから、あまり無責任にこちらがどうこうというのを当然言えませんが、そういった広域での在り方も当然論議をします。

あまり時間をかけずに、やはりスタートしていろんな課題もあるようでございますので、そういった中で少し、何といいますか、軌道に乗ったところで一緒にやったほうがいいんじゃないという助言もいただいておりますので、だからといって2年も3年も先送りするわけには私もいけないとは思っておりますので、そういったことも含めまして、首長同士での話もさせていただきたいというふうに思っていますし、実務的には担当課で詰めていかななくてはならないと。

当然、総会を開いて、定款の変更とかいろんなことがありますので、そういう手続上も含めて、細かく手続を踏んでいかななくてはなりませんので、そういうことを考えると、今年度中にやれるということには少し無理があるかなと。それは時間かけ過ぎじゃないと言われるかもしれませんが、そういった広域的にやるということになるとですよ。それから、単独でやるとしても、いろんな定款作ったり、それから手続取ったりすると、やはり同じぐらいの時間はかかってくるんじゃないかなというふうは捉えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）分かりました。

設立する方向というのはもうお伺いしましたので、やはり着実にやりながら、雇用の問題だとか人手不足の問題を解決する一つの策として、やはり堅実な運営ができるような今後手を緩めずに、そういえば検討途中でやまっとったというのではなくて、着実に進めるように事業協議をやっていっていただきたいと思います。

次、2項目めですが、これ、児童発達支援センターの設立についてですけれども、これ

も何回も質問してしまして、なぜ必要かということについては省きますが、いわゆるこれも人口減対策の一面を担っている。

いわゆる高知県自体も意外とこの発達支援というのはなかなかあんまり進んでいなくて、どっちかというとは身体障害者のほうの支援はあるけれども、充実しているけれども、発達障害についてはなかなか人材がいらないということもないんでしょうけれども、施策的にかなり遅れているところがあって、特に中山間では高知市周辺の施設を希望して、通わす場合は少なくとも往復２時間になりますので、そうするとその親御さん、保護者さんについては、仕事がその部分できないということですよね。負担が大きい。

午前中行くか、午前中いて夕方迎えに行くという方法とか、施設に預けられれば、週とか何か月とかに１回にそういったことをやらにゃいかんということが思われます。そういった中で、充実している神奈川県だとか、他の県に家族ごと移住していくということにも、いろんなことで耳にしています。

そうすると、やはり当然高知県あるいは本山町におる人がそういうことを取れば、本山町の人口減にもなると。逆に充実したところであれば、よそから来てくれるというような人口増対策にも私はなるんじゃないかと。

大きな人数ではないかもしれませんが、特に中度・重度の発達障害者の家族にとっては負担が大きいということは皆さん認識をさせていただいているところであると思いますが、福祉計画の中にも地域、本来なら各市町村に一つは欲しいところですが、そういったところではなかなか利用者の数が限られていますので、やはり嶺北地域として、やはり私は大きなエリアといいますか、中山間の地域として設立するのが現実的かなという思いなんですけれども、この前の３月議会のときの質問において、各嶺北地域の町村とも意向を聞きながら進めていきたいということを担当課長のほうから答弁をいただいております。

そこで、各町村の意見はどうだったのかということと、本山町としては現在どうしたいのかということについて、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）３番、永野議員の一般質問に答弁申し上げます。

児童発達支援センターの設立に関しましては、これまでのご質問の際にもお答えさせていただいておりますとおり、れいほく地区障害者自立支援協議会において、嶺北管内での共同設置も視野に入れた協議・検討を行ってまいりました。

昨年実施しましたアンケート結果からも、障害者児支援サービスの充実とその必要性については認識しており、協議会で検討しました結果、本年度以降も引き続き協議していくことを決定しております。

しかしながら、嶺北地域全体で見ましても、対象者数が限られていることや小規模自治体においてどのような機能・規模のものが必要であるかなど、設置の在り方そのものについても十分な検討が必要であることや、実施体制に関しましても課題が多い状況にありま

す。

このため、現時点ですぐに方向性を示すことは困難ではありますが、今後も関係町村や関係機関と協議を重ねながら、地域の実情に応じた設置の在り方について引き続き検討を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん）それは行政の意見だというふうに私は思うんですけども、いわゆる発達障害者保護者会というのが今、多分設立されていないんじゃないかと思いますが、多分今は、身体障害者といいますか、障害者保護者会は障害者だけ全部まとめた中での話だと思うんですけども、いわゆる発達障害というのはいろんなケースがあって、なかなか対応が難しいわけですけども、少なくともそういった発達障害者を抱えている保護者の意見とか、やっぱり私は聞くべきだと思いますが、今後のスケジュールとして、いわゆる単なる町村間だけで、また行政の意見だけで今後のことを考えることとなると、やはり運営のことばかりきて、住民ニーズに応えることがなかなかできないような意見ばかりになるんじゃないかと思いますが、今後の会の進め方として、情報を集める手法を当事者のまず、多分本人はなかなか中度・重度の人は発言することができないので、なかなか難しいかもしれませんが、それを支えている少なくとも保護者の意見は私は聞いていくべきだと思うんですけども、その辺の今後の設立するかどうかの判断に向けての情報収集の在り方について、どのように考えているか答弁求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）お答えいたします。

現時点では具体的なスケジュール等は立っておりませんが、保護者の意見等も聞きながら今後協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩本誠生さん） 3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん）ぜひ、相談窓口は今あるわけですけども、いわゆる支援体制というのは、やはり保護者負担が物すごく大きい状態なんですよ、現実的に。どう思いますか、相談支援もしゃくなげに今 1 名従事されている人がいるわけですけども、なかなか大豊町と本山町、2 町にわたってお世話していただいて、なかなか時間外勤務もかなりそれこそやっていて、何か大変厳しいところをやっているわけですけども、やはり早めに発見をして、そして、支援体制を早くすれば意外と社会に対しての順応性も出てくるケースもあるわけですし、やはり雇用といいますか、保護者の人が働けるということから見れば、日中はそういうセンターなどにも預けることもできれば、近くでできれば、先ほど言ったように、片道 1 時間をかけて預けに行くよりは嶺北にあったほうが勤務、送り迎えの時間も少なくなるわけですので、働く時間も長くなる。あるいはいろんな面で負担が少なくなるというケースもあるわけです。

だから、いわゆる行政の意見はそれは確かに分かるんですよ、それは。費用はかかるし、

何とか。だけれども、保護者は少なくとも、例えばそれは該当者が100人ぐらいいて80人が希望しますと言ったら当然それはあれかもしれませんが、ただ少ない5人とか3人、2人でもその家族にとっては大変な問題で、困っているそういう人たちが町外にこういうところではなかなか生活ができない、支援できないということになれば、先ほど言ったような人口減ということもなりますし、下手したら家庭崩壊になる可能性もあるわけですね。

だから、もう少し保護者とか、行政側の立場だけではなくて、住民の立場に立った施策を、直接福祉を担っている地方公共団体としては、やはりそういった人たちに手を差し伸べるべきではないかと思いますが、この意見についてはもう一度、すみません、今後の単なる行政側の調整だけではなくて、やはりもっともっと本当に、多分保護者会がないので、保護者の人、それを把握されていないかもしれませんが、もし意見を聞く場合はどこに聞こうとされているのか、それについても取りあえず答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）答弁調整しますか。

調整のため、暫時休憩します。

休憩 14:01

再開 14:06

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部答弁、澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

保護者会、発達障害者の家族保護者会、ないという中で、この保護者の皆様のニーズの把握どうするのかと。私も十分把握できていない部分がございますけれども、今子育て支援ということでは、保育、学校、保健師等で連携を図って進めておりますし、今、児童発達支援センターについては南国市にありますかね、そういった利用されておる方なんかの把握とかそういうことができておって、そういう中でアンケート調査も行っておるようがございますので、そういう意味で一定内部で把握している情報に基づいては今後、保護者の皆様のニーズとかそういったことに把握にはつながって、把握をする方法としてはそういう方法で、ご意見なんかも伺いしていくということができないんじゃないかというふうには思います。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）分かりました。

これは土佐町、近隣市町村で嶺北全体でもそうだと思いますけれども、利用者もある程度の人数がいないと経営ができないという行政側の意見も分かりますけれども、現在のところ、各嶺北全体で今のところそういったものを利用したいと、あれですかね、発達支援センターという機能について、保護者の人が理解しているのかどうか分かりませんが

も、いわゆるいろんな障害者施設を利用したいという人は、嶺北全体で今現在どれぐらいおられるのか、ちょっと分かっているれば答弁願いたいと思うんですが。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）お答えいたします。

通告の内容にありませんでしたので、申し訳ございませんが、現状ではお答えできる資料は持ち合わせておりません。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）今後も検討するということで担当課長のほうから答弁いただきましたので、今後はやっぱりそういった保護者の意向というかも含めた範疇の中で、現状はこれぐらいの人が例えば利用したいとか、いろんなこともあるだろうと思いますし、今後分からないですよ。

大きくなるか小さくなるか分からないにしても、一定数、昔から大体5、6%の人が発達障害の率でおられるというような話、最近ではひょっとしたら10%ぐらいになっているかもしれませんが、以前の数値では5、6%の人が発達障害者だというような統計資料も出ていましたので、やっぱりそういったことも含めた状態で、やはり子どもさんの幸せ、あるいは家族の軽減負担とかいうことも全体的に含めたことも考えていただいて、福祉計画の中でもやいろやったかな、今は南国市となっていますけれども、基本的には各市町村で設立するのが本来のあれなんですけれども、それでは先ほど言ったように設立とか運営が成り立たないのかということだったので、少なくとも中山間の嶺北で一つはどうかという提案でさせてもらっています。

今後、現在の障害者施設としてはしゃくなげがありますし、先ほど言いました発達障害に対しての相談窓口もしゃくなげにあるわけですので、やはりそういった施設とも調整しながら、今後どういうふうにしていくかについてはほかの町村以上に、やはりもう少し弱者といいますか、困っている人を助ける。あるいは雇用だとか人口減に対する対策としての面もありますので、積極的に情報収集をしながらセンターの設立に向けて、私は検討あるいは頑張っていただきたいと思いますので、今後ともまた、今限りで質問これで終わるかもですが、今後とも継続課題として検討していただきたいと思います。

それでは、次移ってよろしいですか。

○議長（岩本誠生さん）次に進んでください。

○3番（永野栄一さん）次は、今のは児童発達障害に対する支援センターなんですけれども、次は、年齢が18歳以上になりますと成人ということで、なかなか、これこそ重度から中度以上の方は本山町ではなかなか生活とかはできないんじゃないか。そうすると、やはり他町村のほうに施設に行くか、県外に行くかというようなことになります。

そこで、これは今後の課題として、先ほどの児童発達支援センターについては福祉計画の中にありますので私強く言いましたけれども、成人についてはそこまで規定もされていないということもありますので、今後の検討課題として、こういった成人に対する発達障

害者の対応についてといいますか、施設等の設立について、今の気持ちだけでいいのですので、成人に対する発達障害者の施設の設立についてはどのように考えているか、町長の所見を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

成人に対する発達障害者対応の施設がないということで、本当に日々の生きづらさを感じているとかそういう話、任意でのグループだと思えますけれども、本山町でもそういった話合いを持てる場があるというふうには私は聞き及んでおります、参加したことはなくてですね。ただ、そういった場で自分の思いを話をすることをしているということで、そういう場を持っていたらいいおってことは正直ありがたいなというふうに感じたところでございました。

この施設整備と設立含めた対策についてということで、なかなか今、すごくこういう施設をできるのではないかということは、現状では答弁はなかなかできませんけれども、そういった任意ではございますけれども、そういう動きなんかもあるということなんかも含めて、少し私のほうでも研究はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）研究していただけるということで、しゃくなげもありますので、しゃくなげの機能アップも含めてお願いをしてやる方法もありますし、いろんな方法があると思いますので、今後の研究資料として検討していただきたいと思います。

次、よろしいですか。

○議長（岩本誠生さん）どうぞ、次。

○3番（永野栄一さん）次は、農業支援についてですが、町長、昨日だったかな、同僚議員の質問に対してUターン者の半農半X支援ということをおられました。現在の県とか国の支援というのは、認定農業者だとか、ある程度の規模のある農業者への支援については、農機具の購入だとかいろんな支援がたくさんあります。

ただ、田んぼで言えば3反未満とかいろんな条件がありますけれども、通常例えばIターンとかUターンで来た事業者については、当初からは大きな面積のものが持てないというのがありますし、それから実家に帰ってきた人たちもせまち直しをしようにしても、中山間では当然せまち直しができない。そうすると、貸すこともできないし、結局自分がやるか、放棄地になるわけです。

やはり農業をするのも、ほんの小さい家庭菜園的なやつだったら確かにくわとか鎌とか草刈り機はあるかもしれんけれども、くわでもできるかもしれせんけれども、やはり幾ら狭くても、やっぱり耕運機かトラクターくらいは少なくとも必要な広さになると思います。いわゆる嶺北の中山間みたいなところは零細自営農業者が多いわけですがけれども、先ほど言った国の施策としては、認定農業者等の大規模農業者は確かに耕作者を中心とした支援ですね。

だけでも、この棚田のちっこいせまち直しができない棚田を有しているところは、農業耕作者ではあるけれども、先ほど言った規模がないので支援が少ないわけですが、町長の言われた半農半Xの支援として、もう少し支援をする必要があるんじゃないかと思いますが、町長の大規模農業耕作者に比べて支援が少ないと私は感じておりますけれども、町長としてはどのように感じているのか。もしその問題を解決するとしてはどういう方向で進んでいかれたいのかということについて、所見を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

非常に狭い農地でなかなか耕作が難しいというところ、そういうのは耕作放棄地になってしまうと、そういう中で先ほど話があったのは、私、Uターンとかそういうことに限るわけではございませんけれども、家の近くで狭いけれども、自家消費も含めてそれから一部さくら市で出していただくとかいうことで、作物を作っていただく方法をつくれなかなというふうに思って、今、県のほうに提案をして、そういう小さな農業でも支援、例えば都市部で働いていた方がUターンされてきたと、その中で生きがいとか健康づくりも含めて農業に従事していただいて、その作物を出荷もしてもらおうと。

そういうことにつなげられないかなというふうなことで今提案をして、採択してもらえれば、この山間地域は有害鳥獣被害が非常に多いですので、そのハウスを鳥獣被害のないようにしながら、そういう生産して出荷も一部出荷してもらいたいと、そういうことにつなげていきたいということで、今、半農半Xの話を進めているところでございます。

ほかにも中山間の直接支払制度とか多面の事業とかもございまして、それに加えて今、そういった形で小規模な耕作地、少しでも耕作放棄地をなくすという取組の一つとして、そういう半農半Xの取組で、そういうUターンとかいって、会社勤めをされていた方が農業をやってみようというときに、当然技術指導とか機械の問題なんかもありますので、そういうところなんかも含めたら、場合によっては家の近くでやれる方もいれば、移住してきたなんかは一定、そういったハウスを構えたときに農業公社なんかと連携して、機械もそういったところでレンタルしながら耕作に従事できると。そういうようなこと進めたいということで、今提案をしているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）分かりました。

県のほうにも提案しているということで、了解しました。これは経済活動だけではなくて、農地の保全という立場から見るとやはり大きな問題だろうと。いくら狭いところでも棚田とか畑等であっても、そこを耕作していれば農地保全になるわけですので、ぜひそういった面についても参考にしていただいて、零細農業者に対する支援の充実を図っていただけたらと思います。

次にいきます。

○議長（岩本誠生さん）どうぞ、次へ。

○3番（永野栄一さん）では、最後3番目の……

○議長（岩本誠生さん）あと持ち時間が11分です。12分ですか、正確には。

○3番（永野栄一さん）休憩なかったですね、すみません。

3番目の観光資源の有効活用について質問をしていきたいと思います。

この件についても、やはり観光資源の有効活用は交流人口の拡大に通じ、雇用先の確保や移住促進の一施策となり得ると私は思いますけれども、町長の所見をまず、お伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）永野議員のご質問にお答えします。

観光資源の活用は交流人口の拡大に通じ、雇用先の確保や移住促進の一施策となり得ると思うがということでございます。

本山町が有するいろんな資源、それは当然、産業でも資源でございますし、そういったものを有効に活用することによって、交流人口の拡大につなげるということは非常に大事だと、新たなものをつくるんじゃなくて本山町にある資源を活用するという考え方は、非常に重要な考え方で、それが交流人口の拡大につなげるということは非常に大事だというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）時間がないようですので、あとの担当課長のほうも簡潔にお願いしたいと思いますが、まず、農業とか林業体験のメニュー拡大について、現在のところ、新たなメニューはあるのかどうか、どんなメニューなのかについて答弁を求めたいと思います。

それと、徳島県三好市との観光資源連携の進捗状況お伺いしたいとともに、教育委員会は文化財も私は観光資源になり得ると考えていますけれども、新規の国や県の文化財指定に向けた進捗状況はどうなっているのか、この3点について簡潔に答弁を願えたらと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）まず、農業、林業の体験のメニュー等の対策ということで、答弁をさせていただきたいと思います。

既に、本山町南部の棚田を利用した景観等を見ていただいて、棚田散策とおむすびの試食をするような観光ツアー、これ、吉延営農組合が取り組んでおりますが、大変好評でありまして、このような好評な事業につきましては、観光客のニーズを聞きながらさらにブラッシュアップして、拡充をしていくという考えであります。

また、林業の分野では、汗見川ふれあいの郷清流館のほうで、いろいろ木工の関係の体験等をしております。これ、いろいろ体験メニューがありますけれども、やはり試行錯誤しながらより観光客に評価高いようなものに切り替えていこうということを、試行錯誤しながらいろんなものに取り組んでおりますので、そのあたり、また担当課としても支援を

しながらメニューを広げていきたいというふうに、今現在連携しながらやっておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）私のほうからは、徳島県三好市との観光資源連携の進捗状況でございます。

3月議会でも申し上げましたように、今現在、土佐れいほく観光協議会におきまして、三好市を含む5地域で四国を縦断する市町村で構成されております広域観光の取組を行っておるところでございます。

昨年度につきましては、土佐れいほく観光協議会のガイド講習がございまして、伊予三島市の観光協会の方から講義を受けていたり、あとこの後、広域観光の取組について、本山でこの会が開催されるのが7月にございます。そういった会にも町のほうも参加をさせていただいて、この取組踏まえて、今後の連携については研究していきたいなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）文化財の保全についてでございますが、県の奥工石山紅簾石珪質片岩大露頭部につきましては、現在公立大学の専門の先生に相談させていただきまして、申請に当たりまして、調査あるいは意見の作成について、京都大学の名誉教授の紹介をいただきまして、申請に当たって協力という承諾をいただいておりますので、現在、町のほうで関係資料の収集・研究をしているところです。一度見に来ていただいて、それからの調査ということで、現地調査を実施していくということにしています。

次に、県指定に向けて3件ほど進めておりまして、1件、吉延の大杉につきましては、令和8年3月に県の指定天然記念物として指定をされております。もう一つ、二つ目の井窪の榎の木につきましては、令和8年度中に開催されます高知県文化財審議会で審議され、承認されるというような方向で進むであろうというふうに考えております。

3点目のマルバノキにつきましては審議中となっております。これは、希少植物としてやっていくのか、あるいは天然記念物として指定するのか、県の担当部局の中で法令も含めて調整中でございますので、これにつきましては、ちょっと時期についてははっきりはしておりません。

あと、以前お話もいただいておりますが、町の指定、上関の阿弥陀堂の奉納相撲につきましては、資料も収集して、今後内容を詳細にしながら県の担当課と協議をしていこうということで、内部で調整をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）ありがとうございました。

着々と進んでいるようですけれども、私は将来的に日本ジオパークを目指すべきだと思

うんですけれども、これはいろんな素材とか環境が整った後の話だと思いますけれども、やっぱり住民も巻き込んだ観光資源の開発ということは、今後とも進めていただきたいと思います。

そこで今回、この素材、本山町にある資源は観光資源としてはどんなものかというメニューをここで今、各課長から答弁いただいたわけですが、やはりこれを宣伝する、PRする、町外の人に本山町にこんな素材がある、行ってみたいなということを知らせるのはやはり、PR不足にちょっと弱いところがあるんじゃないかと。

同僚議員の昨日の答弁に対して、総務課長が観光のホームページのところ、専門的にやらないけれども、ホームページの中で充実させるという答弁をいただきました。私、これ見てみました。そうすると、やはりホームページの案内バーというのは、観光・文化・スポーツの一覧の中で観光の部分があるわけですが、これ、文化財というか、教育委員会の部門だけしか載っていないんですよね、今だったらスポーツとか観光の文化財の羅列だけ。

だけれども、これ企画課等も含めて、やはり縦割りじゃなくてもっと言うと、全体としてこういう観光資源がありますよと、先ほど言われました農業体験メニューだとか、林業体験メニューだとか、あるいはもう少しいえば白髪山の案内だとか、いろんなもう少し総務課長が言われる充実した全体をまとめるコーディネート、観光メニューはこうでないといかないよというような感じですよ、やはりもう少し観光面を強調する、確かに抜き出して観光だけを別にやることもないけれども、やはり見るときに本山町の魅力を伝えられるようなアピール度が、アピールの方法というのをもう少し充実させるべきだと思うんですけれども、今後の進め方として、やっぱり全体を見ながらこういったホームページをつくるというコーディネート。

総務課長が一番重責を担うかもしれませんが、全体を見た、中身の充実というのを今後図っていただきたいと思うんですけれども、この件について、すみません、ええ素材があるわけですから、今後どのようにメニューを町外・県外の人に知らせていくか。

これ、一番最初に質問させていただいたふるさと応援サポーターとかそういう面にもつながると思うんです。だから、本当にいいものを持っているのに、他人というか他の人に伝えられていないところが本山町の弱みやないかと思いますので、その辺について、今後研究していただいて、もう少し本山町に来ていただける関係人口ではなくて交流人口を増やして、将来は移住していただくというような道筋をつくって人口減対策の策にしたいと思うんですが、ホームページを充実させる、観光の資源を知らせるツールについて、今後どのように考えているか、最後に質問をしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生さん）時間が来ていますので、簡単に答弁を。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

ホームページの中に魅力発信というところがありまして、見る・食べる・体験するということでありますけれども、アクセスがどうなのかとか、中身も充実を図っていかなければならないというふうに思っておりますので、これはご指摘のとおりだと思います。

今、南部の棚田である放送局が1年を通して田植えから収穫までだろうと思いますけれども、そういうふうにやっていただいておりますけれども、それがテレビに流れるという、そういうのも情報発信に非常に大きな力を発揮するだろうと思いますけれども、そういうことも進んでいるということも紹介させていただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）ぜひそういったホームページの充実とか、それからマスコミもそうですね。いわゆる…、高知新聞社おられますけれども、新聞もそうですし、テレビもそうです。だから、そういったところのアピールするところをもう少し充実させて、本山町のいいところ、先ほど答弁いただいた例えば体験メニューなんかについても、これもテレビでも言われると当然手を挙げてくる人もおると思いますので、ぜひ、そういうよそに町外の住民の人にアピールできることを考えながら、ジュウサしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）以上で、3番、永野栄一さんの一般質問を終わります。

議長交代のためと、それから休憩ということで、15分間ちょっと休憩しましょうか。  
55分まで。

休憩 14:37

再開 14:55

○副議長（吉川裕三さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、岩本誠生さんの一般質問を許します。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）議長よりお許しをいただきましたので、10番、岩本誠生、一般質問を始めさせていただきます。

今日、6月10日は折しも時の記念日でございます。時間を大切にしようという日であります。

この起源は、調べてみますと飛鳥時代、今から1400年ぐらい前の天智天皇という、有名な中大兄皇子、大化の改新の後の、あの方が水時計で時を知らせたということがこの時の記念日の起源のようであります。非常に古い、昔から時間を大切にしようということだと思います。今日はそういう意味も含めまして、答弁のほうも的確に手短かにお願いいたしまして、議事進行に協力をお互いにしたいと思います。よろしくお願いします。

まず、第1番目の質問に入ります前に、ちょっと気になったことがありましたので、町

長にお伺いしておきたいと思いますが、今回、冒頭の行政報告の中で、中央病院の財政状況について報告をいただきました。その中で、中央病院は今年は決算を見てみると黒字だと。去年で100年です。令和7年の決算は黒字だと、こういうことの報告をいただいて、土佐町のほうへ行きましたときに、嶺北中央病院黒字だったねと、こういう話をいただきました。非常にこれは私は重大な誤解を与えているんじゃないかなということで、いや、そうじゃないよと、実は、こうこうして病床を減らしたためのお金と、それから町からの継ぎ足しがあってやっと決算上は黒字になっているけれども、とんでもない、経営的には苦しいんですよという話をさせていただいたんですけれども、町長、ここらあたり、ちょっと表現の仕方で非常に誤解を与えるという部分もありますので、今後ともそこらあたりについては細心の注意を払っていただきたいということを、冒頭に申し上げておきたいと思います。

そこで、第1番目は、そういう意味におきまして、町長の政治姿勢と行政運営についてということで質問をさせていただきます。

1番目は、特に最近話題になっております県一消防、消防の広域化ということでございますが、この内容については昨日同僚議員からかなり細かい質問もいたしておりましたし、そこについては町長からのいろいろの答弁をいただいたわけであります。

しかしながら、私は自分が32年間消防業務に携わってきた者として、この問題はどうしても今は避けて通れない。どうしても本町の姿勢というものをここで確認をしておきたいということで、ご質問を申し上げるわけであります。

県が非常に急いでおりましたものを、ちょっと先延ばしをしたりしながら慎重になっているところでもありますけれども、これは県下的に非常に県の県一消防化ということについては、どこもしんどい思いをしている。知事が非常に急いでおるんで、そこらあたりをほかの町村はついていきにくいというような声も聞くわけであります。

2028年度中に広域連合を設立すると、だからここまでには町としての態度を決めておかんと、広域連合が決まってから消防はもう統一せんという話にはならん。もう広域連合立ち上がった時点で、これはもう既に県の統一化は決まったんだというふうに考えざるを得ないと。それで翌年には組織を統一すると。それからその5年後には通信指令の共同運営を開始すると、こういうスケジュールになっているようであります。

これは本来、消防というのは、市町村を単位にした自治体消防が基本なんです。それを今後、この自治体消防ができて昨年で75周年を迎えました、その時点でさらに広域化をしていこうと、こういう形になっているわけであります。これは、少なくとも人口減少や財政的な制約の中で、消防体制の維持高度化を図るもので、一定の理解はできるものでもありますけれども、しかし、消防というのは、さっき申し上げたように、自治体消防、地域に根差した組織であるということから考えた場合に、地域に生きる人々の不安に寄り添い、生命、財産を守るという重要な任務遂行のために最初に駆けつけるのは消防、そこにはやはり信頼そのものであるということが言われるわけであります。

だから、新聞に載っておりました消防の職員の配置についても、私は咄然としたんです、実は。成績上位者を優先するなど管理的な手法が検討されているとなっています。勤務地を希望させて、そして成績優秀な者はそこへ送り込むと、こういう仕組みなものですから、ちょっとこれも私は抵抗を感じざるを得ない。これではもう地域を守る消防職員が、配置される職員ということに変わってしまっているということになるわけであります。言うなれば、消防というのは、単なる出動体制だけの組織ではなくて、日々の積み重ね、それから地域の地理、暮らしの理解、顔の見える関係、こういうことによって支えられているものであると私は思っております。それが失われたときに、いかに体制を整えても真の力は発揮できないんじゃないかということすら言わざるを得ないと思います。

さらに、申し上げますと、地域消防の要である消防団との関係が非常に分かりにくい。これも一つの大きな今回の統一化の疑問点であります。この議論において、やはり財政とか組織論が先行して、現場の連携が後になっているんじゃないかと言わざるを得ないと思います。この点を非常に私は憂慮をいたしております。もしこの改革によって地域に根差した消防の力が弱まるということであれば、それはもう改革ではなく後退ではないかとさえ言えると思います。

この事例は警察組織、それから民間でありますけれども農協組織なんかによっても、これは確かに効率は高まったと言われておりますけれども、しかし、一方では地域の主体性が弱まったという指摘もあるわけであります。こういうふうな考え方をしますと、消防も同じ道をたどるのではないか。このことを私は強く危惧をいたしているところであります。私はそのような道を決して容認することはできない。

そこで、町長にお伺いをいたします。

本計画に対する町長の基本的な認識、これは腹を割って話してください。基本的な認識、それから、二つ目に自治体消防の理念をどう担保していくか。それから地域密着性を維持する具体的な策はあるのか。それから消防団との連携の位置づけ、本町としての主体的な関与の在り方、以上、明確なご答弁をまず求めておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 10番、岩本議員の一般質問にお答えをいたします。

消防に対するまず基本的な認識ということで、今回の県一消防の取組につきましては、これは県一ということですので、消防組織法、これはもう議長承知のことですので、時間を食いますのでそこまで細かくは、先ほど時間を大事にせよというふうに言われましたのでそういったことで、ずっと県が進めてきておるところでございます。

広域化によりまして現場要員を確保するという、いわゆる人口減少の中でそういう体制をつくっていくということについては、それは一定分からないわけではないですけれども、先ほど言われましたとおり、成績上位の者の扱いとか、これも私これ聞いたときに私もびっくりしました。こんなことを考えているのか。これは中山間というよりは大きなところを考えているんじゃないかと、優先的に判断してもらおうということですので、新職員に対

してそれは成績云々じゃなくて入所したら用意ドンで一線じゃないかと、中山間地域では人口減少の中で人材確保が厳しくなるということで、この県一消防の必要性の中の一つの理解をしてきておる中で、これで本当に人材確保ができるのかどうかということ。

それから、この質問のアイウエオまで、言われましたので、これは本当にこの地域の中で消防の体制が維持できるのかどうかと。今は署所、いわゆる署と支所は確保するし、人員定数は現状を維持するというふうに言われておりますけれども、私は最初からこの嶺北、私はというふうに言いましたけれども、今までいろいろな合併を見てきた中で、非常に合併に対するアレルギーがあると。そういうことで、腹を割ってということですので、そういうことで、今回のことについては危惧するところがあるということをやっと私は言い続けてきたところでございます。

そういう中で、自治体消防の理念をどう担保するのかと、75周年という話がありましたけれども、書いてありますので読みますけれども、消防組織法の第6条、ご存じのとおり、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」というふうに消防組織法で書かれておりますので、現在は本町は嶺北消防ということで4町村で連携して消防事務を行っておりますけれども、この6条を担保するというので今嶺北消防ということで進めておるということでございますので、県一消防になってもこの理念は変わらないと、担保されなければならないというふうに思っておるところでございます。

地域密着性の維持のご質問いただきましたが、これも広域での採用になると希薄になってくることは心配をされます。そういう中で現在は、今顔の見える関係、消防署と消防団との連携なんかも図る中で、消防署と消防団とか地域と連携を図って顔の見える関係が構築されておりますので、これはまだこれからの論議でございますけれども、県一になっても地域の消防団や地域の皆さんとの顔の見える関係を築かないと、防災災害時の対応とか捜索とかそういうときに、やはり機能を十分発揮できないんじゃないかというふうに思っております。

それから、消防団との連携の位置づけの問題でございますけれども、今これは私なんかも発言をしましたけれども、県一消防の論議の中ではそれぞれ消防署によって取扱いが異なっていることがございますけれども、現状を維持することを踏まえ、今後検討するということになっておるところでございます。

最後に、主体的な関与の在り方、これは今嶺北消防署ということで4町村でやっておりますので、本山町単独でいろいろと言うことにつきましては難しい課題がございます。一本山町、人口3,000人のところで消防署を持つというのは非常に困難でございますけれども、嶺北4町村とも連携をしながら、またそういう打合せの機会も私のほうから声がけさせていただいて、打合せしようということで、県一についての4町村少しいろいろとそれぞれの考え方がございますので、そういったことを意見調整しながら、主体的判断につきましては、どうしても本山町は本山町で判断するときが来るということは、そういう

ふうに理解しております。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）町長の考え方はよく分かりました。私と大体似通った考え方をしているなということは理解をいたしました。

知事の考え方というのは、全国で初めて統一ができるということも踏まえた形でのいろいろの行動ではないかなというふうに思うんです。奈良県では、奈良県も全国で初めてということを目指してやりましたけれども、生駒市等が入らなくて統一化ができなかったというようなこともあります。ならば高知県がと思っているかもしれませんが、なかなかそうもいかない。なぜ高知県の場合は難しいかと言いますと、嶺北の広域消防ができたのは、ちょうど今から約50年ほど前になります。しかし、その頃から消防の広域化がどんどん進んで、これはあくまでも広域行政圏というのがありまして、行政圏、その中での広域消防というのがあって、嶺北は中央広域圏という、高知市、南国市、それから香美市、香南市、それから嶺北というような形で中央広域圏というのがあるわけ、そこでいろいろ論議をされてきて広域圏というのができたんですけれども、嶺北だけは地理的な条件があったのか知りませんが、嶺北ブロックという形で別の取扱いになって、嶺北広域ふるさと市町村圏というような形で、独立した形で置かれていたような経緯があります。

そしてまた、消防ができて二十数年たった後、もっと組合消防的なものではなくて広く消防をつくろうやないかということで、県が府県消防構想というのを出しました。フケン消防、だから県警と同じような形で、府県消防というのをやりましたけれども、これも実はまとまらなかった、いろいろな条件があってまとまらなかった。

そういうことを考えてみると、また新たにこういう形で出てきたというのは、人口減少とか様々な要因はあったとしても、どうも無理筋ではないかなというふうに思ったりするわけであります。その当時、高知市が嶺北とひっつきますよという話を県のほうからも構想の中で言っていた頃は、高知市が嶺北はどうも受け入れ難いという形で拒否をされたという思いがあります、ちょうど私は消防長の頃でありましたけれども、そういうことがありました。やはりなかなか消防が全部ひっくるめてやるというのは、地域性を考えた場合に難しいということがあるわけです。

今回の、消防の県一化についても、本当に住民の方の命と暮らしが担保できるのかということをお心配をしているわけです。あくまでも制度とか組織とか、それから財政とか、それから人員の確保とか、そのことだけが優先されて、住民の暮らしや命の保証というものが担保できていないんじゃないかということをお心配しております。まず先にそれが言われるべきだったものがどうも後回しになっている。特に、携帯電話からの119通報の特定イメージというのが県から示されています。確かに携帯電話はGPS機能があるものは位置情報が分かります。どこでかけたか、それが分かればそこへ救急車が来てくれると、こういう構想やと思うんですけれども、しかし、全ての救急が携帯電話で通報されているのかということになると、なかなかそうではない。家庭電話からそれなら通報したときに

はどうするのかというようなこともある。特に田舎にあっては携帯電話よりも家庭電話で  
する場合が多いじゃないかというようなことも考えたりして、どうもそこらあたりが先走  
った傾向にあるんじゃないかというふうに思います。

それと、昨日配られた資料の中に、嶺北広域行政事務組合消防本部の指令システムとい  
うのがありませんと、書いています。いかにも田舎の消防みたいな形でここに書かれてい  
ます。

実は、嶺北消防には、指令装置があったんです。住宅地図を組み入れて、電話がかかっ  
てきたらどこの地区かと押せば大体その地域が分かって、住宅の地図が入っているから、  
ここだということが分かる。それで、119へかかってきたら、出動している隊員に無線  
でどここのどうだと言うことができるようになる。そういう指令装置を入れていたんで  
す。この今電話並べて、非常に進んでいないようなやり方で書かれていますけれども、こ  
れはあくまでもそのときの機械がもう傷んで、後の新しいものを導入できなくなったから  
こうなっているだけであって、嶺北消防でも結構進んだ指令装置は入れておったんですけ  
れども、それがこんな形になって、いかにも統一しないと嶺北消防はこんな状態ですよ  
というようなことが知らされているような宣伝に使われていると、悪い意味の宣伝に使わ  
れているというふうなことを私はこれを見ながら思ったわけですが。

そこで今、町長からこの問題についてなかなか難しい問題もあって、嶺北の一緒になっ  
て消防やっているんで、本山町としては本山町では考えていきたいということですが、こ  
れは本山町だけ反対してほかは行くいうたら本山町の立場どうなるんやということ  
もあるんで、うちの議会としてももっともっと研究をして、本当にこれは住民のためにな  
るのかどうかということを再検討した上で最終的な結論を出すべきであると、町長も今、  
そういう気持ちだということが聞くことができましたんで、ぜひともこの問題については  
効率の名の下に地域に根差した消防の灯を消すことがないように、くれぐれも申し上げて、  
ほかにいくつも質問がありますので、この質問については終わりとしたいと思います。よ  
ろしくお願いします。

次に、県の示した人口減少対策の交付事業でございますけれども、この前質問をしまし  
たときに、これも昨年度の実績報告をいただきました。

それで、それを見てみますと、全然利用されていない制度というのがあるんです、全く  
利用されていない。これは利用されていないということは、この地域においてはそれはそ  
ぐわないという制度であるということになる。その中で最も私がいつも言っていたのは、  
同窓会、29歳以下でしたか、しか同窓会には補助金はないという同窓会の交付金、あ  
れは効果はないだろうと思うたんですけれども、やはり効果がないという結果が出ていま  
す。

私は、確かに若い人に帰って来ていただいたらええから、そういう人たちの同窓会も必  
要だと思うんですけれども、なかなか都会で働いている若い30未満の人はここへ同窓会  
に帰ってくるようなことじゃない、一生懸命働いているわけですから、なかなか帰って

こない。帰ってくる人というのは、もう定年も済んで、もうある程度自由な時間ができた人が、みんなで田舎へ帰ってきたときに同窓会やろうじゃないかというふうにする例が多いわけです。そういう人たちを対象にした交付金だったらなるほどだと、田舎に帰って同窓会をし、そしてその田舎のよさを再び感じてもらって、言わば U ターン現象で年金を持って田舎で暮らしていただけると、そういうような仕組みで同窓会事業というのを使えばええなと思うんだけど、なかなかこれは制度として使われていないということは、そこには何かネックがあったんじゃないかというふうに思うわけです。

そこで町長、こういうものは地域の実態に照らして、県の交付金がなかっても、町独自でも人口減少対策でやろうというもので設定をすべきじゃないかというふうに思うんですが、全体を含めて県からの交付事業、これが一体嶺北というか、本山町にとってどれだけの今効果が上がっているかということの、感想だけでもいいですからお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 10 番、岩本議員の質問に対し、お答えをいたします。

この人口減少対策事業のメニューにつきましては、昨年度は 14 メニューございました。当初の予算特別委員会でもご説明をさせていただきましたが、この中で 2 事業を廃止して、1 事業を新規創設をし、13 メニューが今年度の連携型のメニューになります。おっしゃられました、ご質問にありました同窓会支援事業につきましては、これは変更、令和 8 年度の計画を立てるのが 12 月に県のほうに申請をするという絡みがあったのと、もう一つは 1 月に成人式があるというところで、成人式に対してはこういうものがあるということはお知らせをしておりましたけれども、結果的に実績がゼロになったというところでございます。

令和 8 年度の実績を踏まえまして、令和 9 年度については、またより精査をした状態で新規事業もしくは廃止等の見直し作業を行っていきたいというふうに考えております。

あと、ご質問の全年齢を対象にしたというか、高齢者を対象にしたことにつきましては、予算の関係もございしますが、研究はさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長（吉川裕三さん） 10 番、岩本誠生さん。

○10 番（岩本誠生さん）制度があっても効果のない制度というものは意味はないというふうに私は思います。ですから効果のある方向に持っていく。そして効果のないものはもうカットするというぐらいの取捨選択を明確にするべきではないかというふうに思います。よろしくお願いします。

この件については以上といたします。

次に、アウトドアヴィレッジのレストランについて三つ質問をいたします。

これは非常に評判悪いし、評価も低いというのは私だけではないと思います。なかなかあそこへ行った方にお聞きすると、うーんというようなことで、悪く言わなくても、いい話は出てこない。これはなぜかという、もっともっと地元のことを知り、地元産物を使

い、そして本当においしいものを提供するというのが私は必要やないかと思うんですが、これはどうしても例の指定管理のときの計算書を見ても、どうしても食堂部門、レストラン部門は赤字になっているということから考えても、ここで一発改革をしないと、せっかくのレストランが活かされていないんじゃないかということの住民の声というのは、ますます強まってくるんじゃないかというふうに思います。

もうちょっとそこらあたり、どうでしょうか、町としてもレストランの改善について、内容について声を出してもいいんじゃないかと。住民からの声ということでもっともっと改善を求めてもいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。それがどうしてもできなかつたら、本山町には食べる場所がないということから別の業者を招聘するとか、また別のところのレストランとして営業するように誘致するとかいうような方法を講じないと、後で述べる観光との絡みがどうしても出てくる、この食堂とかレストランというものは。そこも含めて考えるべきじゃないかと思いますが、所見を承りたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

メニューにつきましては、当然指定管理者側も本社がございますので、本社等とも相談をし、メニューの改善には取り組んでおるところです。現状といたしまして、今、スタッフの確保が若干難しいというふうにお伺いしております。若干そういう部分でメニューを今若干、少し減らしておるといふか、絞り込みをした状態でやっておりますが、将来的にはこれを通常メニュー、また見直し等をやっていくというふうにお聞きをしております。

この件に関しましては、今現在指定管理者と契約中でございますので、ここについて今のところは考えておりませんが、今後におきましてはこれまでの経過また指定管理者側の経営方針などを踏まえた上で、契約の相手方とも検討していきたいというふうには考えております。

なお、別の事業所の誘致については、先ほど、今の段階では考えていないということではございますけれども、4月末に岡山県内に新しくアウトドア施設ができております。この施設におきましては、本町はコテージではありますけれども、そちらはキャンプサイトということで、そのキャンプサイトがあり、その敷地内にあるレストランは別の事業所がやっておるといふ事例も聞いております。

先ほど言いましたように、こういった事例も踏まえまして、契約の相手方とできる限り経営については今の契約上では本社とも協議をしながら見直しを図っていくとともに、今後についてはそういったところは検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）検討をするということでございますけれども、前々も前からそういう話なんです。なかなかどういふふうメニューが変わっていくかということを目撃して見ているんですけれども、なかなかあそこへ行ってこれがよかったねというような評

判を聞かない。それと、比べたらなんですけども、さめうら荘辺りはもう様々な一つのメニューを研究しながら、新しいもの、新しいものということで、お客さんと呼ば込むメニューを考えている。そういう努力というのを私は求めたいというふうに思います。

これ以上言うと批判になりますので、批判じゃない、私は激励をしているつもりです。で、どうか町のほうもそういうことで、そういう声もあるんだということを業者のほうに言っていただいて、レストランのメニュー等については地元のものを使ったり、本当にみんなが行ってよかったねと言えるものを構えるという対応をお願いをしたいというふうに思います。これは私自身が実際に行って、これでは駄目だなと思ったから言っているわけです。よろしくお願いします。

次へいきます。

次、4番目に住宅政策について、お伺いをいたします。

この住宅政策については、重要施策として町として取り組んでいることは十分承知をいたしております。そこで、町営住宅が3戸空き家になったまま数年間放置されている実態があるということに書いていますが、私の調査によりますと、これは3戸でしたけれども、1軒は長期にわたってそこへ帰ってきていないということだけで、一応住宅としては借主がいるということが判明しましたので、実際はだから2戸になります。2戸の部分がそのまま空き家になったまま放置されている。これは今住宅が足らんだどうだと言っているときにこれを放置していいのかどうか。町有財産であるにもかかわらず、こんなことでは無駄遣いであるし、これはよそから批判をされてもしょうがないなというふうに思うんですが、修理をする必要があるならば修理をして使うと、そして住宅を求めている人のためにそれを提供するというようなことをするべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

まず入居可能であると私は内容を見て、調べて、見ていますので、修繕してぜひとも対応していただきたいと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）岩本議員のご質問にお答えいたします。

該当する住宅は五区東団地の住宅で、ご指摘のとおり、現在2戸の住宅が空きになっておるところです。

令和7年度に公営住宅長寿命化計画の見直しを行いまして、その際、町内全ての公営住宅において建物の劣化状況の調査を行いました。昨年10月の調査で該当の空きになっている住宅についても屋根、外壁、内部の状況を調べました。部分的な劣化が見られて修繕が必要との評価がありました。修繕に当たって、町内の建築会社に相談をいたしましたところ、相当額の修繕費用が必要だということになっております。

ご指摘のとおり、修繕をして、入居可能な状態にしていきたいと考えておりますけれども、現在のところ予算の都合もあり見送っております。何か有利な財源がありましたら、直して入居ができるような状態にしていきたいと考えております。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）町営住宅が空き家になって使えなくなった。そしてそれを修繕すれば入るといえるときに、修繕に金がかかるから、なかなか財源もないから、もうそのまま放置するということは果たしていいのかどうか。それだったらもう取り壊して、別の用途に使うとか、土地を、するべきであって、そのまま放置をするということはこれは私どうも納得がいかなのですけれども。

町長、どう思いますか、それを。当然有効に活用することが原則じゃないですか。それを修繕費がないとかいうふうなことで、全部町営住宅を修繕費がない言うて放置されたら空き家ばかりになって何ともならんと、こういうことになるんですが、そこらあたり、町長、もうちょっとそれは住宅政策に力を入れていくべきじゃないかと思うんですが、答弁を求めます。

○副議長（吉川裕三さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）老朽度によっては、先ほど議員ご指摘のとおり、取壊しをするケースも当然ございます。今年度取壊しをすることを進めているところもございます。また、活用できる住宅については、修繕をして活用していくということがこれは財産ですので原則だろうと思います。

今、聞くと非常に高額な修繕費用のようでございます。ございますので、財源も含めて十分検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）町長のそういう意向であるということは理解できましたけれども、今その2戸が並んだ状態であります。そして、そこは大体住宅街ですよね、あそこ辺りは住宅街と考えられる。全体の住宅がある中に草ぼうぼうの住宅が2軒あるということは非常に環境の阻害にもなっている。だからそこらも考えてその対応をするべきじゃないか。これは有利なあれとか何とか言えますけれども、町営住宅というのは町の財産ということですから、財産を守るということの必要性から、少々のは金かければそこが今度は家賃として入ってくると。今のまま放置すれば何も入ってこないじゃないですか。だからそこらあたりをもっと対応を早くして、効果的な方法を生み出していきたいというふうに思います。

それと、住宅政策の中で、通告をしていませんけれども、ちょっと最近入った情報によることについて質問をしたいと思うんですが、公営住宅の建設については、町長は設計を本年度にやり、来年建設するということを一応述べられておりました。だから私はそのときにお聞きしたのは、どうしてもっと早ようにできないのかということをお伺いしましたときに、設計とそれから開発許可申請、これが必要だからということをお聞きをしたわけですが、調査の結果といいますか、聞くところによるとといいますか、開発許可は必要ないと、申請は必要ないということが判明をいたしました。そうすると、建築にかかる着手の時期は来年じゃなくてももっと手前に引っ張ってもいいんじゃないか。すなわち先

延ばしすれば先延ばしするほど、資材が上がったりいろいろして建築費が増えてくる。できるだけ早く、今もう既に隣町で造っている保育所なんかもう3割増し、5割増しというぐらいの状況になっている。遅くなればなるほど建築費がかさんでくるということを考えれば、早く着手するということも必要じゃないかと思うんですが、そこら辺は町長としてはいかがお考えでしょうか、答弁を求めます。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

当初見込まれていました開発許可につきましては建築位置を、今、プールの南側、あそこにするのであれば、これまでの開発許可の変更手続は必要ないということが3月議会後に判明いたしましたので、それは必要ないということでございます。

それから、計画的に実施する中で、これは国費と起債を充当してやろうと思っておりますけれども、国費申請の問題等がございまして、どうしても建築については令和9年度の国費にのせてやるということで進めておりましたので、現状でそれを前倒しするというのは少し財源確保の面で困難なところがございます。そういう意味で設計をし、来年度建設するというところで進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）町長、それなら財源が確保できたら、本年度内にやってもいいと思っておりますか、財源確保できたら。本年度中に確保できる見込みができて、例えば県のほうから今話があれば、いいですよと、それを受け付けて本年度内で例えば交付金とかそれから起債とかいうものがオーケーですよということであれば、本年やるつもりはありますか。それがネックになっているから来年度にするということなんでしょう。だからそれが解決すればやるつもりがあるかどうかと。

それが解決してもやりませんというのか、そこらでえらい違いですから。ちょっとそこらあたり、財源確保できたら、それぐらいの気持ちはありますというぐらいのことは言わんと、もう来年と言ってあるから、もうずっといつまでも来年だというんじゃないしに、私はそういう気持ちもあります。できるだけ努力はしていますけれども、ひょっとしたら来年度になるかも分からんというのとえらい違いですから。そこらあたりの気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今、これから財源確保すると、補助申請の問題がございまして、なかなか困難な面があると。それから、工期を取るということと、今、住宅資材の調達とか考えると、当然今から財源をもし確保できたとしても、繰越事業になる可能性があるんで、そういう面言えば現状でいけば、きちんと令和9年に財源を確保しておいて、早く着手すると、その年度に入ってです。そのほうがいいんじゃないかというふうに私は考えております。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）私は、町長の積極性を聞きたいんです。やるときにはやるぞというぐらいの気持ちを聞きたいんです。いつまでも消極的に後回し、後回しにするんじゃないし、もうやると言うたら、絶対やるぞというぐらいのことを町民の皆さんにお示ししてもらいたい。澤田町政ではやると決めたらやるんだというぐらいの気持ちを示すことがどれだけ町民が勇気づけられることかというふうに思います。そのためにお聞きをしたわけです。できんものをせいと言うんじゃないです。できんものをする努力はすると。しかし、できなかったら来年になりますよというのとえらい違いだと言っているのはそこです。ご努力をお願いしたいと思います。

それでは次の大項目のほうへ移らせていただきます。

商工・観光施策の拡充強化についてというところに移らせていただきます。

まず、老朽化している商工会の商工会館の移転のめどについてなんですけれども、この前も行ってみて見ますと、やはり建物がかかなり老朽化しております。震災が来たらどうも一番最初にあそこも先に倒れてしまうんじゃないかというぐらいの老朽度合であります。耐震化にはなっていないというのは見た感じでよく分かりました。そこで、そういうことから考えても、商工会館の移転についてはこれは急ぐべきではないか。早く商工会と協議をしながら、商工会の移転については町も積極的にすべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

○副議長（吉川裕三さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）10番、岩本議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

建物が老朽化し、懸案となっております商工会館の移転問題につきましては、昨年、令和7年6月議会におきまして本山町商工会移転に関する請願が採択されたことを受けまして、町としてまちづくり推進課を窓口、この間商工会と協議を重ねているところでありますが、商工会からはいつ起こるか分からない災害等に備えて、緊急的に商工会業務ができる代替施設の確保や商工会館の移転先の確保の2つの要望が出されておまして、現実的な対応として、町有施設の空き部屋の有効活用が協議課題の一つとして提案されております。

よって、以上の協議課題を踏まえ、今後検討委員会を立ち上げて具体的な話し合いを進めていこうとの方向で情報共有を図っておりますので、町といたしましても、移転に向けた協議に参加し、商工会との連携調整を図っていく考えでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）協議を重ねているという答弁でございましたけれども、しかし検討好きですね。検討委員会をずっと、この間から検討委員会の話がずっと出ておりますけれども、何とか実行委員会にならんのですか、それは。そうすればそれで前向きにやるかなということが分かるんですけれども、どうもそこらあたり、検討委員会、検討委員会

というようなことで、いろいろなことで全て必置します、それが。

町長、町有財産を利用して、町有施設を利用してやるというんだったら早く決断をして、ここでどうやるかというぐらいの町からの提案もしていただいて、土佐町しかり、大豊町しかりでしょう、もう公有財産使っていますよね。両方とも商工会は。だからそういうことも考えれば、本山町もそれはすぐできるはずやと私は思いますが、商工会の皆さんのご希望もあつたりして、非常に危険だという認識をお持ちになるようでございますんで、一日も早ように、商工会館の移転については、町としてはもう検討をする前に、町長からのこれどうやというぐらいのリーダーシップを私は求めたいというふうに思います。よろしく願いをいたします、期待しておりますんで。

次、本町の観光の問題について、申し上げたいと思います。

本町の観光の低迷についていろいろ考えてみましたし、いろいろ調査もいたしました、根本的なことから言いますと、おもてなしの心がどうも欠けているんじゃないか。おもてなしの心が欠如しているというふうに私は思いました、これは個人の感想かも知れませんが、

例えば本山町へ入ってきても、本山へようこそとかいうような看板もあまり見当たらんし、何か至るところ、おもてなしの気持ちが伝わってこない。町長、最近土佐町のほうへ行ったことはありますか。土佐町の町なかへ行くと、ウエルカムフラッグというのがあるんです、ずっと赤と白の。この気持ちなんです。あれを見て、来るか来んかの別じゃない。この気持ちを町の気持ちとして、来る人たちに伝わるようなことをしていくというのが私はおもてなしの心だと思います。別に、真似てフラッグをせいというんじゃないです。ああいう気持ちを持つべきではないかということと、それから先だって、シャクナゲが咲いている頃に帰金山へ行きました。シャクナゲはきれいに咲いていましたけれども、草ぼうぼうでした。

これは本山町の責任じゃないかも知れませんが、何でもかと言えば、県立公園ですから。県の責任かも知れませんが、あれは草刈ったらいかんのですか、あそこは。いやいや、町が草刈ったらいかんのかな。そうじゃないでしょう。だから、観光時期になったら下草を刈って、来たお客さんが気持ちよく来ていただけるということも、やはりおもてなしの心じゃないかと私は思うんですが、そこらあたりのやはりデリカシー的な気持ちが。どうも欠けているんじゃないかというように思うんですが、今後の一つの方針として、町長の観光行政に対する気持ちを、行政主導で今後対応していただきたいという願いも込めて、質問を申し上げたいと思いますので、ご答弁を求めます。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

おもてなしの心というところで、私が取り違えをしておりました。やはりどう言うたらいいんでしょう、観光の資源と言え、棚田とか、清流とか、山岳とか、自然とか、食や体験と、歴史文化もそうですけれども、そういう中でよく言われるのが、人が大事だとい

うふうに言われていまして、そういうところでのおもてなしの心というの、これはもう本当に大事なというふうに捉えていまして、そういう思いでの答弁を考えておりましたけれども、受け入れるときの体制というところに論点があったというので、もうそれは大きなことだなというふうに思います。

来てもがっかり名所、じゃないですけども、がっかりするということになってはいけませんので、そういった意味でのおもてなしということについて、町長、リーダーシップを取ってというふうに指摘を受けておりますので、これは非常に重く受け止めたいというふうに思いますし、観光行政に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） ぜひとも町長、そういうことを見分けていただいて、町長が言う、ふるさと応援サポーター、人数を増やすとかいろいろ言いましたけれども、その問題じゃないです。人数を増やして、名刺を渡しても、ふるさと応援サポーターに名刺をもろたから、本山町へ行ってみようと思ったら期待外れやったということではいかんのです。こうやってサポートしてくれた人が行きなさいと言うたから来たら、こんなすばらしいところやったかと、そうしたらその人がサポーターにまたなるわけです。そういういい循環をつくっていくためには、地元の受入れ体制を十分にしておかなきゃいかんということだと私は思います。

この問題について、サポーターの人とあちこち会うんです、本山町だけじゃなしに。ずっと調べてみますと、大谷翔平さんなんかもふるさと応援サポーターになっているというようなことで、やっていますし、だから受ける町が、今、町長が言うたように、人の心、これはもう絶対です。それをあと自然をどのような形で整備し、迎え入れるような体制をつくっているか。包み込むような雄大なこの嶺北、本山町の地の中へ入ってほっとしたと言われるようなものをつくり上げていけるかということは、これは町だけじゃなしに、住民みんなが考えられなければいかんと私は思いますけれども、当然町の主導が必要だというふうに思いますので、そういう面の配慮も今後考えていただきたい。

これが隣同士、また隣接する町村との比較をしながらも、本山町もっと頑張らないとというふうに言われるゆえんだというふうに私は思います。よろしく願いをいたします。

次へ進みます。

次は、これは前からちょっと何回も言っていますが、三河川合流キャンプ場。

（発言する声あり） それでは、観光協会を忘れました。大ごとしりました。これを忘れたらいかん。これはどうしても言わないかん。

観光協会が休会してから、もう大分になります、その後の状況がどうなっているかということが非常に注目をされております。隣接する自治体の観光行政の取組というのが非常に早明浦の観光協会とか大豊町なんかも非常に活発に観光協会が活動しております。だから、本町が休んでいるということについては非常に寂しい思いとつらい思いを禁じ得ません。観光協会を復活させて、活動を活発にするようにして、今日同僚議員からも出て

いましたが、四季菜館の2階の上がれいほく観光協議会が7月に出ると後どうするんやと言うふうに言っていました。

私は、れいほく観光協議会をできるだけ移転をさせろと言っていた首謀者です。あれはなぜかという、あの施設を本山町のために有効に活用せないかんから、ほかに施設が、あの団体の行く施設はまだあるだろうということと言ったわけで、別に意地悪であの団体を追い出したわけじゃないです。あそこを本山町のために使わにやいかんということから、向こうの県の庁舎のほうへ行くようですけども、立派なところがあるんじゃないですか。県の話であればできているわけですから、ちょうど使える施設としてはいいところが私は見つかったなというのが、広域の事務局のほうも事務所のほうも行ったんですが、あそこが使えるということですから、それはよかったと思います。

ただ、今空いたところを有効に活用するためには、今日同僚議員からも言ったが、何らかの形で生かさないかんと言ったら観光です。観光協会の事務所をつくると。そして町長が心配している中の組織をどうするんやということになれば、私は一般社団法人の観光協会にして、一つの団体としてかっちりしたものをつくる。組織をつくる。そしてそこに協力隊のメンバーでも派遣をして、そして事務所としての体制をつくっていく。そうすれば、自然に動いてくる観光協会になるというふうに私は思うんです。

だから、そういう形にしてどんどん輪を広げていってやれば、本山町の観光も今後決して捨てたものじゃないよというところまでいけるんじゃないかというふうに思うんです。今までずっと私も観光協会の皆さんとは、行事のときなんかも一緒にさせていただいた経験があります。非常に今まで熱心にやってこられたのがどうしてなくなったんだろうということ、休むんだらうということ、心配をしておりましたが、何とかもう一度、本山町の発展のためにも活性化のためにも、観光協会についてお力添えをいただいて、対応していくようにしたらどうかというふうに思いますが、答弁を求めたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）岩本議員の質問にお答えをいたします。

2月27日の臨時総会におきまして、3月末で休会することが承認された後の状況でございますけれども、まず、3月31日に理事会と協議をいたしまして、今後の検討会の進め方や業務の引継ぎの確認をしております。

引継ぎにつきましては、今まで観光協会が担ってきました対外的な事業につきましては町のほうで引き継いでいくという確認と、資産、いわゆる備品等、そういったものと通帳等につきましては引き続き協会が管理をしていくという、大きなところで確認をしたところです。

その後、観光協会、44名の方が会員おられるというところで、全会員に対しまして、今後この検討委員会を実施していく上で、会員の検討委員会のメンバーになっていただけますかというところと、5月25日に検討会を行いましたので、その会に出席いただけますかというところを全会員にお知らせをしたところです。回答が返ってきたのが10名で

ありました。会のほうでこの協議をしていく中で、10名ではなかなか新しい発想が生まれないだろうというところが確認できましたので、今後、6月の2回目の区長便において、観光協会会員以外の一般の住民の方も交えて、このことは検討したほうがいいんじゃないかというところと呼びかけをして、今後検討会を開いていくという方針で今動いているところです。

以上です。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）またしても、ここも出てきましたか、検討が。

町長、どう思いますか、観光の取組として。どうするかという今話を検討委員会にするらしいですけれども、どうするかじゃない、これからやるぞという前向きな対応でないと観光というのは取り組んでいけないんじゃないですか。だから、町が積極的に例えばあそこの四季菜館の上の事務所を使っていただいても、あそこを一つの拠点として本山町の観光のためにやりましょうというようなことでも、提言をしてやるぐらいのスタンスじゃないと、どうします、やりますかというような投げかけじゃなしに、やりましょうという気持ちを持って、さっき言ったリーダーシップというものを町は持つべきじゃないかと私は思うんです。

観光というのはそうやないかと思うんです。消極的な形では観光には私は観光できないと思う。積極性、本山町を売り出す、本山町に来てもらう、そういう積極姿勢でないと観光は成り立たないと思う。やる気です。それを町は観光協会の人たちと共に盛り上げていくということが必要じゃないかと思います。

町長、観光についてはこのままの状態でもいいとお思いですか。多分思わんと答えると思うんですけれども、それならどうするぞよと言うたときに、町長はこうしますということを実は述べるべきだと私は思います。

町長のお考えを聞きたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

本町の観光はどうかと。私は観光行政、弱いというふうに思っておりまして、なかなか人材確保に苦労はしておりますけれども、令和8年度、外部人材を招聘しての観光に特化して取り組んでもらおうということで、今までも説明してきたところでございますけれども、人材確保に若干、正直なところ苦労しておりますが、そういう意味で、今までの観光の在り方、取組は私は内部で話したときには弱いと思うと、それに特化した取組を進めていかんといかんのじゃないかということで、考えて今進めておるところでございます。

観光協会につきましても、協会という組織の問題もありますので、私がここで引きます、ということにはできませんけれども、本山町の観光をどうしていくのかということについて、一緒に考えていこうというところまでは皆さんと話をしたところでございます。そういう段階でございますので、それはまだ弱いと言われれば、これはもうその指摘を受けざ

るを得ないというふうに思います。積極的に観光行政を取り組んでいきたいというふうには思っておるところでございます。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） 町長の気持ちはよく分かりました。

町長は消極的だと言うて私言いましたけれども、積極的な面もあるんです。まちなかコレクトなんかは、もう積極的に団体をつくってまちなかの活性化をしようというような姿勢を示していращやるわけですから、だからそれと同じことなんです。まちなかを活性化するということは、本山町全体を活性化するんだという一つの理念の下にあの団体をつくられたということですが、観光協会はもっともっと広い立場で観光をやっていこうかということですから、私はあの団体こそ一般社団法人にして、法人化した形で活躍できるような指導をしていく。そして、そういう組織づくりを援助していくということが必要じゃないかと思うんですけれども、このままで観光協会の人々がどんな結論が出るか、それを待ちゆうというような姿勢だけで私は観光行政というのは進んでいかんと思うんですが。だから、より積極性を求めたいというふうに思います。

これは何ぼ言うても、町長はちょっとやりましょうかという返事にはならんかも分かんなんですけれども、そうでなくてやらないかんのです。やらねば結果は出てこない。そういうことを考えた上で、今後の対応を期待をいたしております。

次、進みます。

4番、三河川の合流キャンプ場についてということで、この件についても、提言を申し上げたところ、町として関心を示していただいたというふうに思います。その構想についてでありますけれども、私は三河川キャンプ場というのは、自分で勝手につけたものですから、これは仮称でも何でもない。ただ、思いつきの名前です。地藏寺川と汗見川と本流吉野川が合流するから三河川合流点と言うておるだけで、もっとほかにいい名前はあるかも分かりませんけれども、あの地点というのは、非常に私見でもキャンプ場としては最高の場所じゃないかと。カヌー艇のこっちのほう、竹やぶとかあちこち、河川敷は使えんから、民有地のほうですけれども、あれを借地をするなりしてキャンプ場にしたらいいんじゃないかと。

それから、横にある民間のところはもう石垣をついたりいろいろして、何かキャンプ場になるような仕組みにもう開発していますんで、そこの民間業者の方とも連携をしながらキャンプ場としていくと。だから、公的なものでキャンプ場造るだけじゃない、民間の人とも協力してやっていくということでやれば、そんなに町の負担にはならんというふうにも思いますし、そこら辺のことについて本当に取り組む気があるのかどうかということだけ、確認をしておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） ご質問にお答えをいたします。

再び検討という文字が入り、申し訳ございません。

ご質問のキャンプ場につきましては、今年度吉野川・汗見川流域における施設再整備検討会議により検討することとしております。これは関係部署によりまして、今月末に第1回の検討会をすることとしております。そのため、今現在では進展の可能性につきましてはちょっとお答えはできませんが、ご提案をいただいておりますキャンプ場以外にもこのエリアには複数のキャンプ場があることから、まずはそれぞれのキャンプ場の方向性を検討していきたいというふうに考えております。

また、実施に当たっては予算も伴いますことから、検討会としては優先順位、実施の見通しなども検討した後、庁議等にも報告をし、調整をしていきたいという予定で考えております。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）課長からご丁寧な答弁をいただきましたが、やるという方向で進んでいるということで理解していいんですか。今言ったように観光というのは前向きでなければいかんというのはもう私の口癖みたいなものですが、とにかくやらにやいかんということから実現の方向に向かってやっていただくということで、周囲の地主の人もいらっしやるだろうし、いろいろあるだろうし、早く構想を示して、こうしたいんだということを打ち出していただいたら、皆さんご理解いただけるんじゃないかというように思います。

検討委員会をまた立ち上げるということでございますので、これもまた期待をしてお待ちをするしかないのかなというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○副議長（吉川裕三さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）先ほどの企画課長のほうから説明ありましたが、この三河川の合流キャンプ場と書いてありますけれども、そことあと冬の瀬のふれあいセンターのほうもログハウス等々が大変傷んでおりまして、そことあとダムの方、その三つのところ検討いたしまして、来年度、地方創生交付金、今名前が未来交付金とかいうことになっておると思うんですけれども、その交付金を財源にしようということで計画をつくることにしておりますので、付け加えておきます。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）よく分かりました。ぜひともよろしくお願いします。

それと、もう間もなく汗見川の学校の下辺りが、いっぱいになるほど人が来るんじゃないかというふうに思います。非常にネットなんかでもメジャー化してしまっていて、たくさんの方が訪れております。あそこら辺りを夏観光のメニューとして本山町も売り出したい。特に周辺のお店の皆さんも非常に期待をしておるし、協力をいただいているところでもあります。それから河川の整備についても県土木のほうにご協力をいただいて、昨年も雑草を切ったりとか、いろいろ整備をしていただいたということで、今年もまたお願いに上がると建設課長が申しておったようではありますが、そういうことも含めて、やはり汗見川の観光についても、今、副町長から話があったように、連携した一つの観光をして

いただいたらというように思いますので、よろしくお願いをいたします。これは答弁を求めませんので、よろしくお願いします。

次、大項目いきます。時間が無くなりましたので、早めにいきますが、次は高齢者の熱中症対策として、扇風機とかエアコン等が必須であると、本町独自の補助対策としての見解を聞くと書いてありますけれども、県のほうが今度省エネでエアコンの補助をすると、15万円以上であれば5万円するとかいうことで、これが今まではちょっと短かったのが12月まで非常に延びた形です。ところが手続が面倒くさいんです。だから、高齢者はなかなか手続は難しいんで、何とかこれを相談に乗ってやる窓口があればええなというふうに思うんです。そうせんと、あれを書いて電器屋で買って、いろいろ書類を作って、中のネットで申請してやるということはなかなかできん。だからそれを何とかフォローしてやる窓口というものを町のほうでも考えていただければいいんじゃないかなと。

それから、扇風機とか、移動する細かいクーラーみたいなものがあります。ああいうものを支給するような補助制度とか支給制度とかいうものも、熱中症対策としてメニューの中で考えていただけたらということをおっしゃっていますが、本町独自の補助対象というのを本年は間に合わんかもしれんけれども、何とか考えていくという方向でいかがでしょうか。これは老人福祉対策ということも含めてですけれども、どうでしょうか。

○副議長（吉川裕三さん）松葉住民生活課長。

○住民生活課長（松葉早苗さん）10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

近年の気候変動の影響により、極端な高温状況が発生する可能性があります。熱中症は室外にとどまらず、室内においても起こり得るとされます。県によりますと、令和7年度5月から9月の本県における熱中症による救急搬送人数707名のうち、458名が高齢者であるとともに、発生場所としまして、住居の割合が最も高い状況にあったとされております。特に熱中症弱者と言われます高齢者におきましては、暑さや喉の渇きを感じにくい上、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなる、自覚のないまま熱中症にかかる危険性が高いとされ、議員のおっしゃるとおり、熱中症対策の一つとして、室内における扇風機、エアコンの併用は有効とされます。

高齢者においては、喉の乾く前に水分を取るなど、小まめな水分補給、暑さを感じにくいこともあるため、吸湿速乾の通気性のよい素材の服装や周囲の見守り等が重要です。改正気候変動適用法に基づく熱中症警戒アラートが令和8年度は4月22日から10月21日までの間運用されます。発令されましたら告知放送において周知の上、住民等が暑さをしのげる場所としましてクーリングシェルター、暑熱避難施設、涼みスポットとしまして、役場3階町民ホールを平日午前8時30分から午後5時15分の間、開放するようにしております。

県におきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、本年6月1日より、節電効果の大きい家電等の購入に対し、一定の制約はありますが、最大3万円のキャッシュバックされる第3弾になる高知省エネ家電購入応援キャンペーンが開催されております。

員のおっしゃるように、現段階でこの制度に関する相談窓口というのは特に設けておりません。また、生活保護世帯におきましては、エアコン購入について意向を確認し、必要な家計管理に係る助言指導を行うとともに、保護費から購入が困難な場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付けの利用を紹介し、購入できるよう周知しております。

議員のご質問にございます本町独自の補助対策としまして、現状ございませんが、次年度以降に向け、クーリングシェルターの拡充についての検討を図ることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

ちょっと長かったですけれども、前の局長ですので何ら文句は言えないという状況でございます。ありがとうございました。

そういうことの取組をしていただいておりますということは理解できましたので、今申し上げたような高齢者の熱中症対策には十分なご配慮をいただきたいというふうに思います。

次に、高齢者の就労の問題ですけれども、これは実はUターンの方がもう故郷に帰ってきた後、年金もらって65歳以上の定年になったりして帰ってきた人たちがなかなか、言うことが仕事がないというんです。仕事がないということで、せっかく帰ってきたけれども、65歳でもう年金をもらって、じっと家でおるわけにいかんが困ったというような相談があちこちからあります。そういう人たちが、家に帰っても1か月ぐらいいええとしても、2か月ぐらいになると、なかなか仕事がないことについての悩みとかそういうものが出てくるということでございます。

今度は、事業組合も発足するとか何とかいうような話も前段出ておりますので、そういうことも含めて、仕事があるかも分かりませんが、そういうUターンした高齢者たちの、これも相談窓口というものを町が考えていくことによって、人口減少対策で帰ってくるという人たちの受入れ、だから就職と住宅、この二つがどうしてもUターンの人たちの悩みなんです。ふるさとへは帰りたいけれども、そういうことの障害があるからどうしたらええかということなんです。

ここらあたりもご配慮いただきたいというふうに思います。これはもう人口減少対策として移住だけを考えるのではなくて、Uターンもという町長の考え方もあるようでございますので、Uターンの皆さん方の受入れ対策には窓口もつくってやるというようなことも、お考えいただきたいというふうに思います。

それから、独居老人の見守り体制については、先だって、社協にも行ってまいりましたが、非常に社協も一生懸命取り組んでいるようでありますし、本町も健康福祉課、住民生活課も含めて取り組んでいるということでもありますので、これは私の調査によりますと、十分やっておることが判明しましたので、この質問はいたしません。しかし、さらに充実するように頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、次へ進みます。

次は、防災対策でございます。

住民の防災意識の向上を図るために、本山町にある防災士会等も、自主防災組織等とも協力しながら防災の対応をしておるところでありますけれども、町の主催する防災講演会とか、それからワークショップ、防災フェア、それから県が主催する防災寺子屋というようなものも誘致をするなどして、もっと住民の人たちに直接防災のほうを馴染んでいただけるように、また理解していただけるような行事を展開するべきじゃないかというふうに思うわけですが、そこらあたりの取組について本町の考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）岩本議員のご質問にお答えいたします。

防災に関する行事の実施ということでありまして、これは検討はいたしません。本年実施をして取り組んでまいります。具体的には、産業文化祭で防災コーナーを設置して広く住民の方に宣伝をしたいと考えております。

以上です。

○副議長（吉川裕三さん）１０番、岩本誠生さん。

○１０番（岩本誠生さん）総務課長の非常に適切な、そしてまた力強いご答弁をいただいたところでありまして、それだけにとどまらず、もっと広い範囲で防災の講演会だとか学習会だとかいうこともお願いをしたいと思います。これはもっと時間があれば、もっとやりたいんですけれども、もう時間がありませんので、次へ進みます。

それで、地震等の災害から住民を守る、すなわち、一人の本山町では犠牲者を出さないというぐらいの対応を今後していかないかんと思うんですが、関係団体との連携の強化等も必要であります。それと、防災センターというのを本町、考えていったらどうだろうか。これは新しい提案であります。

これは、吉野川河川整備計画の中にも、防災センターを設けてもいいというふうな補助制度があるようでありますので、そのことも含めて、県とも協議しながら、防災センターの設立についてご努力をいただいたらというふうに思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

昨日の一般質問でもございましたけれども、この嶺北地域、内陸にあるということで、南海トラフ地震等を考えたときに、バックヤードとしての役割があるんじゃないかという話をいただきました。そういう意味で、本町だけじゃなくて、高知県をしてそういうものが、バックヤードとしての役割を果たすための施設が必要ではないかということ、これは私もそのように思っておりますので、今後、そういった発言の機会があれば、積極的にそういう発言もしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（吉川裕三さん）１０番、岩本誠生さん。

○１０番（岩本誠生さん）了解しました。

町長、そのような方向で、ちょっと県ともすり合わせながら、設立に向かってのご努力をお願いしたいと思います。

それでは、最後の防災気象情報について質問をさせていただきたいと思います。

これについては同僚議員からも出ておりましたし、先ほど資料も頂きました。これは非常に分かりやすくなったという人もおるし、分かりにくくなったという人も、評価が非常に分かれておるところでございます。

本年の5月29日より、気象庁と国土交通省が防災の気象情報の見直しを行って新たな情報体系の確立をしたと、こういうことでありますが、今回の見直しというのは、これに書いてあるように、近年頻繁に起こる災害等を踏まえて、住民の避難行動に直結する分かりやすい情報提供を目的としたということで、出ているわけでありすけれども、しかしながら防災士とかいう専門の人たちの意見を聞きますと、必ずしもその意図が十分に住民に伝わっているとは言い難いと、こういう評価をされておまして、むしろ情報の受け止め方によっては混乱を招く懸念があるということの指摘もあるようであります。

特に、気象庁が発表する警戒レベル相当情報と、市町村が、自治体が発令する避難指示等との関係については、制度上は整理されておりますけれども、住民にとっては必ずしも直感的に理解されやすいものとはなっていないというふうに言えるもの、私もそう思います。例えば、警戒レベル4相当といった表現がありますけれども、危険性の高さを示すものでありながら、相当という言葉や、文言を使っているために、直ちに避難行動を取るべき段階であるという認識が、希薄になるというおそれがあるという指摘があるわけあります。

また、気象情報は広域的かつ先行的に発表される一方で、避難指示は自治体の判断に委ねられるため、両者の発表タイミングに差が生じることもあって、住民にとっては危険なのか、また様子を見るべきなのかといった判断の迷いを生じさせる要因となっており、こういう指摘であります。

災害時において最も重要なことは、情報の正確さ以上に、その情報によっていかに行動に結びつくか、また分かりやすいかということが大事であって、情報がいかに整理されていても、最終的に住民が迅速な避難行動につながらないとその目的は十分に達成されたとはいえないというところであります。

そこで、お伺いします。

第1に、本町の防災気象情報の今回の見直しについて、本町として住民への周知、理解促進をどのように図っていくか、また、これをお答えいただきたいと思います。

第2に、気象庁の発表する警戒レベル相当と本町が発令する避難指示等の関係について、住民に対しどのように分かりやすく伝えていくか、具体的な方策を、あればお伺いしたい。

第3に、情報の受け手である住民が迷うことなく適切な避難行動を取るためには、自治体として情報の翻訳、すなわち行動に直結する形での発信が不可欠であると考えます。また、本町の見解と今後の対応について聞かせていただきたいと思いますというふうに思います。

○副議長（吉川裕三さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）岩本議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の内容につきまして、分かりやすい面と分かりにくい面というのはお互いにあるというふうに思うところです。

情報の伝達、この気象情報の周知につきましては、前段の議員の方にも申し上げましたけれども、あらゆる機会を通じて周知をしていきたいと思います。さらに丁寧な広報が必要だというふうに思います。

あと、住民の方への周知でありますけれども、幸い、幸いと言うたらいけません。この台風、大雨につきましては、相当前の期間から今気象情報が得られて分析をすることができるところです。庁内の庁議メンバーを中心とした中で寄せられる防災シナリオ等々も見ながら、その都度住民の方に早めに防災告知放送なりを通じてお知らせをし、必要な周知をしていきたいと思います。

なお、分析につきましては防災対策さんを中心として内容を分析して、的確な情報を伝えられるように努力をしてみたいと思います。

以上です。

○副議長（吉川裕三さん）１０番、岩本誠生さん。

○１０番（岩本誠生さん）ありがとうございます。

とにかく災害時において、情報があることではなくて、行動につながるこそ意味があるというふうに思います。住民の命を守る最後のとりでというのは分かりやすい情報であり、迷わせない行政の判断であるということになります。だから本町にあっても、その責務の重さを改めて認識されて、実効性ある対応を強く求め、この質問を終わりたいと思います。

以上、通告をいたしておりました一般質問は全て終わりました。ちょうど私の質問時間１時間３０分ジャストで、まさに時の記念日にふさわしく終わることができました。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（吉川裕三さん）これをもって１０番、岩本誠生さんの一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 １６：２４

再開 １６：２４

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、通告を受けておりました一般質問は全て終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 4時24分 散会